

滋賀県立高等専門学校
施設整備基本計画

令和6年(2024年)6月

公立大学法人 滋賀県立大学

第1章 施設整備の目的等	3
1 施設整備の目的.....	3
2 県立高専の基本方針.....	3
3 県立高専の位置づけ等.....	4
第2章 施設整備計画	5
1 整備用地	5
(1) 所在地.....	5
(2) 敷地面積.....	5
(3) 前面道路.....	6
(4) 土地所有者.....	6
(5) 地域地区.....	6
(6) インフラの状況.....	6
(7) 地盤の状況.....	7
(8) 埋蔵文化財の状況.....	7
(9) その他.....	7
2 全体ゾーニング	8
3 施設概要	9
(1) 施設規模.....	9
(2) 施設構成.....	9
(3) 定員.....	9
(4) その他.....	9
4 施設計画	10
(1) 施設の基本性能.....	10
(2) 施設要件.....	15
(3) 配置・動線計画.....	15
(4) 建築計画.....	17
(5) 構造計画.....	18
(6) 設備計画.....	19
(7) 各施設・各室計画.....	20
(8) 校地整備計画.....	49
第3章 事業計画	52
1 事業手法.....	52
2 整備スケジュール.....	52
3 概算事業費.....	52

第1章 施設整備の目的等

1 施設整備の目的

滋賀県(以下「県」という。)は、本格的な人口減少社会への移行、就業構造の変化、そして、SDGs や Society5.0 の実現を見据え、将来にわたり競争力のある力強い産業を創出し、経済の発展や雇用の維持・拡大とともに地域社会が今後も持続的に発展していくために「次代の滋賀を支える価値創造力と専門性、実践力を兼ね備えた高等専門人材の育成」を目指して「滋賀県立高等専門学校」(学校名は仮称である。以下「県立高専」という。)を整備することとした。

令和6年(2024年)3月に県が策定した「滋賀県立高等専門学校基本構想2.0」では、県立高専が目指す学校像として「すべての人と地球を支え続ける技術を磨く学校」を掲げ、学生教育だけでなく、産業界、地域との連携・連動が図られる施設となるよう、県立高専の整備や事業の基本的な方針を定めている。また、県立高専は、急速な社会情勢の変化に対応していく上で、より柔軟な学校運営が期待されることから、県唯一の公立大学法人である公立大学法人滋賀県立大学(以下「法人」という。)が設置することとしている。

2 県立高専の基本方針

(1) 基本理念

「すべての人と地球を支え続ける技術を磨く学校」

最先端のモノづくりの技術の習得に加え、技術者同士の交流、幅広い教養科目や滋賀ならではの学びにより
①すべての人と地球を支える技術者の育成、②地域や産業への技術実装、③技術への関心と憧れを創出する。

(2) 設置目的

ア 滋賀発で次代の社会を支える高等専門人材の育成

・これからの滋賀を支える価値創造力と専門性、実践力を兼ね備え、協働して挑む高等専門人材を育ていくことを目的とする。

イ 技術者育成・交流のハブとして地域産業・社会に貢献

・技術を通じてあらゆる世代の人々が行き交い、様々な学びと実践の機会を提供する場として、地域の産業および社会に貢献していくことを目的とする。

(3) 設置意義

ア 様々なキャリアパスにつながる学びの提供(15歳の新たな選択肢)

・産業界のニーズや今後の社会動向を踏まえた技術人材の育成に向け、情報技術をベースとした多様な学びが可能となる環境を整備し、様々なキャリアパスにつなげる。

イ 共創による産業の活性化

・産業界との共創を実現することで、地域に根差しつつ世界を見据えた高度な技術人材の輩出や新たな産業の創出など、産業のさらなる活性化につなげる。

ウ 地域と地球の課題の解決

- ・リスクリテラシー教育の提供や地域と地球の課題の解決に向けた協働取組の実施など、高専という場を通して人や技術、課題の対流を生み出す。

(4) 県立高専が担う機能等

県立高専は、高等教育機関である高等専門学校として、また、地域の社会や企業等における技術者育成や交流のための拠点としての機能を併せ持つことを予定している。

そのため、県立高専には以下のような内容に適した機能を備える必要がある。

ア 高等専門学校としての機能

- ・県立高専は、高等専門学校として、5年一貫の体系的かつ柔軟で、実習、実践を重視した教育を提供するとともに、この時代に新設すること、「公立」として本県に設置することを踏まえて、時代に適合し、地域の関係者の協力のもと、立地の特徴を踏まえた教育を提供することとしている。
- ・そのため、情報技術に重点を置きつつ、PBL(Project Based Learning)などの実践的学習を通じて、技術の社会実装や価値創造を行うなどにより、以下の卒業認定の方針(DP：ディプロマ・ポリシー)に示す人材を育成することとしている。
 - 次代の滋賀とその産業を支える「高等専門人材」
 - 問題発見・解決力の素養を兼ね備えた人材
 - 情報技術を多分野に活かせる人材
 - 世界の様々な分野や人とつながれる人材
 - 近江の心が備わった人材
- ・なお、1学科4コースを設定(総合学科内に機械系、電気電子系、情報技術系、建設系のコースを設置)することを予定しており、1年次はコース分けを行わず、2年次に各コースに分かれることとしている。また、状況に応じて、コース横断、学年横断の学習を行うことも想定している。

イ 技術者育成・交流のための機能

- ・県立高専は、高専の有する人材および技術や設備の一体的な提供を通じた様々な連携・協働を行うことで、地域や産業に対して、技術者の育成・交流の場を創出することを目指している。
- ・そのため、地域や産業界、行政機関と連携・協働し、様々な発想、実践、価値創造のための活動を行う。

3 県立高専の位置づけ等

- ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条による文部科学大臣の認可を受け、同法第1条に定める高等専門学校となる予定である。
- ・県立高専の設置決定に至る経緯や、学校の理念等については、令和6年(2024年)3月に県が「滋賀県立高等専門学校基本構想2.0」を策定しているため、次のホームページを参照すること。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kousen/331960.html>

第2章 施設整備計画

1 整備用地

(1) 所在地

- ・滋賀県野洲市市三宅

(敷地位置図)

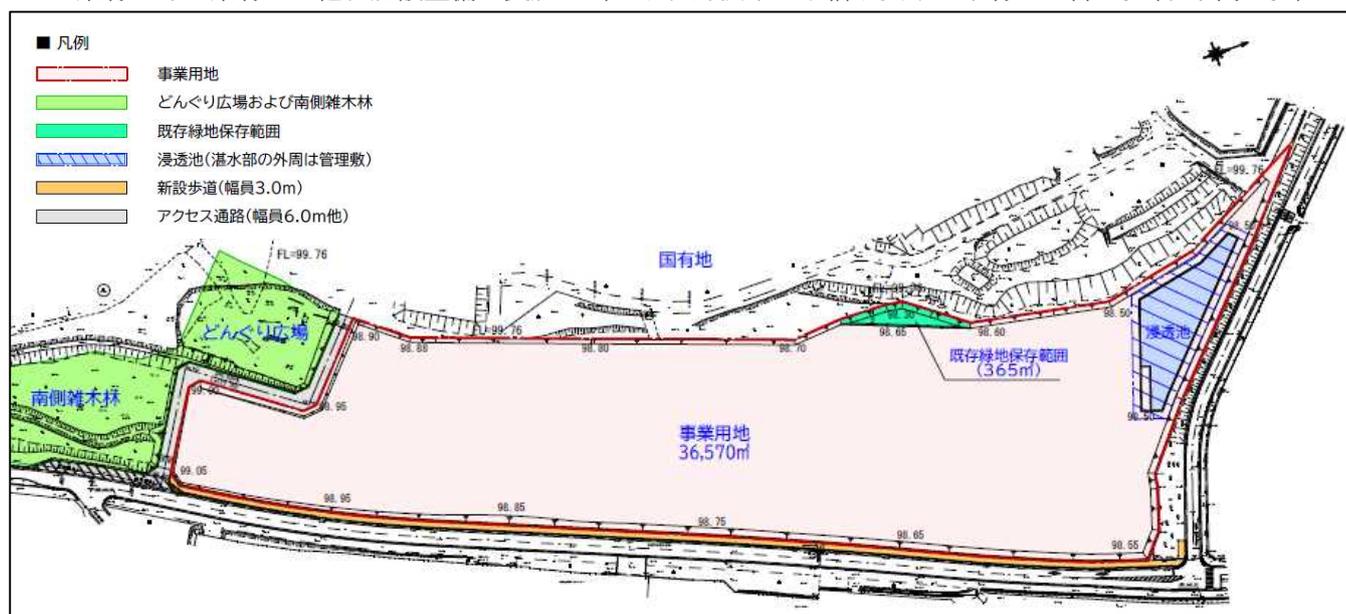


地図出展：国土地理院の標準地図より転載

(2) 敷地面積

- ・県有地等：49,259 m²のうち、36,570 m²を施設整備の用地とする。

※県有地等：県有地の他、施設整備の実施に当たり、野洲市から借り受ける市有地を含む。(以下同じ。)



(3) 前面道路

- ・東側：市道 市三宅竹生線
- ・北側：市道 市三宅竹生外周線

(4) 土地所有者

- ・滋賀県（開校までに県が法人に所有権を移転することで、法人所有地となる予定である。）

(5) 地域地区

- ・市街化調整区域(指定建ぺい率 70%/容積率 200%)(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号))

(6) インフラの状況

ア 周辺道路状況

- ・東側前面道路に、新たに歩道を整備する予定である。
- ・事業用地南側に、東側前面道路から国有地へのアクセス通路を整備する予定である。

イ 雨水

- ・県が造成工事において雨水排水に必要な施設を整備する予定である。

ウ 通信

- ・事業用地内は、地中埋設管路方式とする。
- ・通信事業者の変更に伴う光ファイバーケーブルの増設を想定し、余裕のある配管とする。

エ 電気

- ・県立高専専用受電を行う。
- ・事業用地内は、地中埋設管路方式とする。

オ テレビ電波

- ・地上波デジタル、BS、CS 波が到来している。

カ 情報ネットワーク

- ・県立高専では、BYOD 等により、学生がノートパソコンを一人一台保有(以下「一人一台端末」という。)することを想定しているため、Wi-Fi 等による情報ネットワークの整備を行う。
- ・情報ネットワークの整備については、施設整備とは別に法人にて、サーバー整備・ネットワーク構築・管理を実施するが、施設内の空配管の整備、配線の敷設、サーバー室の整備は施設整備において実施する。
- ・配線の整備について、10GE に対応した Category6A 以上もしくは光ファイバーケーブルを敷設することとし、施設間において配線距離が 100m を超える接続が必要となる場合は、原則として光ファイバーケーブル

を使用する。施設間が100m未満の場合、また施設内の配線においては経済性の観点からメタルケーブルを使用することを原則とする。

- ・無線 LAN 機器の整備については、施設整備と別で実施する。
- ・情報ネットワーク整備との全体調整を行う。

(7) 地盤の状況

- ・設計の実施に当たり、改めて地質調査を行う。

(8) 埋蔵文化財の状況

- ・事業予定位置は野洲市の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。ただし工事中、新たに遺構・遺物が発見された場合は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定により届出を行う。

(9) その他

- ・施設整備の事業用地は、野洲市景観計画において「一般地区」に指定されている。
- ・当該県有地は、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条の規定により、滋賀県知事が策定した湖南地域森林計画の対象民有林となっている。
- ・整備用地は、現在、雑木林となっているが、施設整備工事の開始までに、県が造成関連の設計および工事を行う予定である。なお、県が行う造成工事については、完了検査を含め令和 8 年 2 月末までに完了する予定である。

(整備用地の現況)

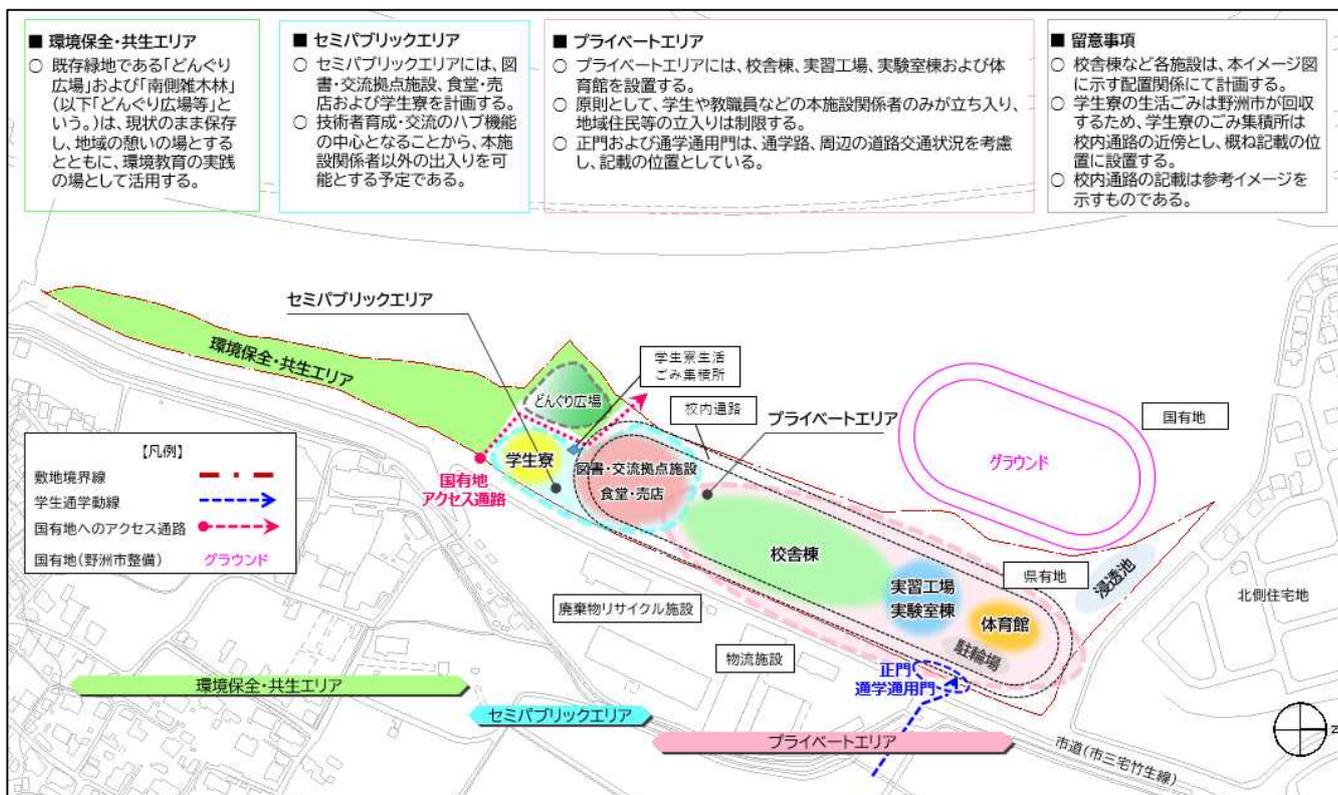


2 全体ゾーニング

- ・ 県有地等は、プライベートエリア、セミパブリックエリア、環境保全・共生エリアの3つのエリアで構成される。

敷地	面積	エリア	主な施設
県有地等	36,570 m ²	プライベートエリア	校舎棟、実習工場、実験室棟、体育館
		セミパブリックエリア	図書・交流拠点施設、食堂・売店、学生寮
	11,642 m ²	環境保全・共生エリア	どんぐり広場、南側雑木林
	1,047 m ²	—	国有地へのアクセス通路

(エリアゾーニングのイメージ)



- ・ 整備範囲は、プライベートエリア、セミパブリックエリアで構成される整備用地部分である。環境保全・共生エリアは、既存緑地を現状のまま保存するため、対象とはしない。
- ・ プライベートエリアについては、原則として、学生や教職員などの県立高専関係者のみが立ち入り、地域住民等の立入りは制限する。
- ・ セミパブリックエリアについては、技術者育成・交流のハブ機能の中心となることから、県立高専関係者以外の出入りを可能とする予定である。
- ・ 既存緑地である「どんぐり広場」および「南側雑木林」(以下「どんぐり広場等」という。)は、現状のまま保存し、地域の憩いの場とするとともに、環境教育の実践の場として活用する。
- ・ 国有地においては、野州市が河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に定める河川管理施設である河川防災ステーションの一部としてグラウンド整備を行うこととしていることから、当該グラウンドを学校活動にも利用する予定である。

3 施設概要

(1) 施設規模

- ・ 県立高専の規模は、外構施設を除く建物部分について、延床面積 19,500 m²程度とする。

(2) 施設構成

- ・ 県立高専の基本的な施設構成については、次のとおりとする。

部門(機能)	施設名	面積		
		施設	部門	合計
校舎部門	校舎棟	11,800 m ² 程度	13,800 m ² 程度	延床面積 19,500 m ² 程度
	実習工場	750 m ² 程度		
	実験室棟	1,250 m ² 程度		
屋内体育部門	体育館	1,750 m ² 程度	1,750 m ² 程度	
福利厚生部門	食堂・売店	550 m ² 程度	1,950 m ² 程度	
	学生寮	1,400 m ² 程度		
図書・交流部門	図書・交流拠点施設	2,000 m ² 程度	2,000 m ² 程度	
外構その他	正門、通用門、屋外作業場、屋根付き歩廊、駐車場、学生用駐輪場、来館者用駐輪場、校内通路(高専専用)、国有地へのアクセス通路(施設整備の範囲外)、どんぐり広場および南側雑木林(現況保存部分)			

(3) 定員

滋賀県立高等専門学校の定員は以下のとおり予定している。

対象学年	クラス数	1クラスの人数	計
1年生	3クラス	40人	120人
2～5年生	各学年4クラス(4コース) (4クラス×4学年)	30人 ※各コースの需要により、25～40人の範囲で変動	480人

※学年定員 120 名に対して 10%の増員の可能性を見込む。

(4) その他

- ・ 定員の男女比率は、男子 80%～50%程度、女子 20%～50%程度の範囲内で変動するものと想定している。男女比率が関係する部分は、将来の変動を考慮して可変性を確保する。
- ・ 上下足の履き替え方式について、校舎棟、実習工場、実験室棟、図書・交流拠点施設は一足制を採用する。体育館は玄関ホール、学生寮はエントランスロビーにて上履きなどに履き替える。なお、実習工場の機械工場は、安全上の観点から、安全靴に履き替える。

4 施設計画

(1) 施設の基本性能

ア 社会性に関する基本的要件

(ア) 地域性

- ・地域の歴史、文化、風土、気候、地歴、地盤特性などを十分に考慮した計画とする。
- ・県内産の木材や資材の積極的な活用に配慮する。
- ・周辺交通への影響を最小限に抑えるよう配慮する。

(イ) 景観

- ・建物外観は、周辺の景観と調和し、野洲市景観計画との整合を図る。

イ 環境保全性に関する基本的要件

(ア) 長寿命化

- ・長期的に施設を活用できるよう、将来の教育内容の変化や維持管理のしやすさ、ライフサイクルコストの低減も含めた施設の長寿命化を考慮した計画とする。

(イ) 適正使用・適正処理

- ・建設副産物の発生を抑制するとともに発生した建設副産物の再使用および再利用に努める。
- ・オゾン層破壊物質や温室効果ガスの使用抑制、漏洩防止等に努める。
- ・環境負荷の大きい物質を使用した資器材の使用を抑制するとともに、その適切な改修に配慮する。

(ウ) エコマテリアル

- ・シックハウス・シックスクール対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用する。
- ・再生資源を活用した建築資材や再生利用・再利用が可能な建築資材、解体容易な材料の採用等、資源循環の促進を図る。
- ・「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、県内産の木材、間伐材をはじめ、木材の積極的で効果的な活用に努める。なお、木材の利用箇所については、図書・交流拠点施設におけるラーニングコモンズなど、木材の積極利用についての広報効果や教育効果の高い箇所を中心に検討する。

(エ) 省エネルギー・省資源

- ・利用者の作業環境等の快適性についても十分考慮した上で、省エネルギー設備の導入や、自然エネルギー等の再生可能エネルギーの活用等に取り組むことで、建物の熱負荷を低減し、CO₂排出量の削減に寄与する。
- ・建築材料や設備機器の選定の際は、経済性、耐久性等に配慮し、ライフサイクルコストの低減を図る。
- ・エネルギーおよび資源の有効活用を図り、総合的に環境負荷を低減することで、CO₂ネットゼロ社会の実現に貢献できる施設とする。
- ・建築物の向き、室の配置などに配慮し、外壁を通した熱負荷の低減を図る。
- ・断熱性および気密性の高い建具およびガラス、庇などの採用により開口部を通した熱負荷の低減を図る。

- ・室内で発生した熱および汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量の低減を図る。
- ・エネルギー損失の低減を考慮した建築設備システムとする。
- ・校舎棟については、BELS 認証を受けて ZEB Ready 以上を取得する（一部の諸室について、標準的な使用条件を定めることが困難であり、一次エネルギー消費量の算出対象に含むことが困難な場合は除外して達成する）。体育館、食堂・売店、図書・交流拠点施設については、可能な限り ZEB Ready 以上の性能を、学生寮については、ZEH-M Oriented 以上の性能を有することを目指す（ZEB Ready もしくは ZEH-M Oriented 以上の性能を有することが可能な場合、BELS 認証を受ける）。ZEB-Ready を取得できない場合にも、断熱性、気密性の確保など熱負荷の低減に配慮した施設とする。

(オ)自然エネルギーの利用

- ・自然光・自然通風の活用により、照明負荷および冷房負荷の低減を図る。

(カ)エネルギー・資源の有効利用

- ・エネルギーの変換および利用が、総合的かつ効率的に実施されるような建築設備とし、電力負荷の低減および平準化を図る。
- ・高効率照明器具の使用、施設部位に応じた点灯方式の採用等により、照明エネルギーの効率化を図る。
- ・信頼性が高く、適正な運転管理が可能な管理システムの構築およびエネルギー消費の見える化により、消費されるエネルギーの最少化を図る。

(キ)周辺環境保全性

- ・当該県有地は湖南地域森林計画の対象となる民有林であることから、森林率は概ね 25%以上とする。
- ・周辺の生態系に配慮し、景観と調和した敷地内緑化に努める。また、野洲市が定める緑化基準に規定する植栽率（開発面積の 7%以上）を満たす計画とする。
- ・施設建設や建物・設備等に伴う騒音・振動、風害および光害の抑制など、周辺環境および生態系へ及ぼす負の影響を低減する。
- ・周辺環境および生態系保全については、専門家の意見を踏まえ締結する自然環境保全協定に定める対策に従う。なお、整備用地内の既存緑地を一部保存する。
- ・植栽の樹種等の選定に当たっては、周辺環境との調和、一体性および既存の植生の保全に配慮する。

ウ 防災性に関する基本的要件

(ア)地震対策

- ・学校施設として十分な耐震性を確保し、学生・職員・利用者等の安全性を確保する。
- ・非構造部材や備品等は、落下や転倒防止への適切な対策を講じる。
- ・耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、積雪荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上、十分に安全な計画とする。

(イ)液状化対策

- ・液状化による人的災害や建物への影響、ライフラインの途絶を防ぐために、液状化の発生を防止する対策を行う。なお、液状化の発生に伴う外構部分における埋設配管の破損対策や車両の進入経路確保など、災害対策活動に支障が生じない外構計画とする。

(ウ)火災対策

- ・燃えにくく有毒ガスを発生しない内装材を使用するとともに、諸室の用途に適した防災・防火設備を設置する。

(エ)浸水対策

- ・浸水・冠水対策について十分に配慮する。

(オ)風対策

- ・風害による施設本体および周辺への影響を最小限にする。

(カ)雪対策

- ・屋根の積雪対策に配慮した工法、材料および製品を採用する。
- ・屋外に設置する設備や工作物の機能確保、配管の凍結対策等を行う。
- ・建築物だけでなく、屋外の工作物などについても積雪時の対策を行う。
- ・落雪、落水による事故防止、積雪や路面凍結に対する安全性を確保する。

(キ)落雷対策

- ・建物および部材の強度を適切に確保し、電子・通信機器、電力・通信線にも、落雷の影響がないよう保護する。

(ク)緊急時対策

- ・建物内外について災害時の避難動線を確保し、学生や職員など利用者の安全を守るとともに、緊急車両の校地内への進入および各施設への寄付きにも配慮する。
- ・利用者のけが・急病人搬送動線にも配慮する。

(ケ)機能維持

- ・ライフラインが途絶した場合等においても、所要の機能を速やかに復旧できる計画とする。

エ 防犯・安全性に関する基本的要件

(ア)防犯性

- ・利用者や建物・設備等を保護するために、防犯設備を設定し、外部からの人や物の侵入を制御する。

- ・ロッカー等、学生および施設利用者の貴重品・所持品保管場所の盗難防止対策を十分に行う。同時に施設利用者のプライバシーへも配慮を行う。なお、監視カメラの設置に当たっては、「防犯カメラの運用に関する指針」（滋賀県：平成16年12月）について留意する。
- ・特に学生寮については外部からの侵入防止や犯罪などの発生防止が図られ、学生のプライバシー、セキュリティが確保されるよう留意する。特にバルコニー等の開口部について、侵入防止対策を徹底する。

(イ)利用者に対する安全性

- ・全ての利用者が安全に施設を利用できるように、十分な安全性能を確保する。
- ・滑りやすい部分は、ノンスリップ性能の向上等により転倒防止について十分に配慮する。
- ・高所からの落下防止に十分配慮する。

(ウ)移動等の安全性

- ・目的や利用状況等に応じた移動空間および運送設備を確保する。

オ 機能性に関する基本的要件

教室などの環境（換気、保湿、採光、照明、騒音等）は、学校環境衛生基準を遵守するとともに、以下の各項目に留意する。

(ア)音環境

- ・遮音、吸音に配慮し、周辺環境に与える騒音の抑制および室内音環境の向上に努める。
- ・学生が集中しやすい環境で学習できるように普通教室、図書・交流拠点施設の開架閲覧室など静寂が必要とされる諸室はできる限り交通、工場等の周辺の騒音源から距離を確保する。

(イ)光環境

- ・用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となる光環境を確保する。
- ・諸室の用途等に応じて、適切に開口部の面積および位置を設定するとともに、快適性を考慮して自然光を取り込む。
- ・グレアによる不快感を受けないよう、諸室の用途等に応じて必要なグレア規制を行う。

(ウ)熱環境

- ・気温・気候等の屋外条件の変化や、利用人数・使用時間等の使用形態の違いに対応でき、室等ごとに個別に制御できる仕組みとする。
- ・照明等の設備機器は、発生する熱負荷が低減されるものを採用する。また機器等の使用により局所的に発生する熱負荷は、局所空調・換気により、できる限り発生源の近傍で処理することで、周囲に与える影響を軽減する。
- ・室温の調整および断熱性の確保等により室内に発生する表面結露および内部結露を抑制する。

(エ)空気環境

- ・用途に応じた換気や空気清浄度の確保など必要となる空気環境を確保する。

- ・空調および換気設備によるガラリ等の音鳴りに配慮する。
- ・内装材、保湿剤等の材料の適切選択により、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物(VOC)などの空気汚染物質の発生を抑制する。
- ・新型コロナウイルス感染症や風邪、インフルエンザ等の施設内感染を抑えるため、換気エリア区分に配慮した適切な換気計画とする。

(オ)衛生環境

- ・給水・給湯設備、排水設備、空調設備、衛生器具設備等については、諸室に必要な環境に応じた適切な計画とする。
- ・ごみの種類および発生量に応じて、収集、貯留、処理、搬出等が可能なスペースを確保する。

(カ)振動

- ・連続振動や衝撃振動、床衝撃振動による心理的不安や生理的不快感等を与えないように配慮する。
- ・実習工場・実験室棟、体育館等から発せられる振動による不快感等を近隣住民に与えないように配慮した計画とする。

(キ)情報化対応性

- ・電源設備は、通信・情報システムに影響を及ぼすことなく、確実に機能するために、保守性および安全性を確保する。
- ・通信・情報システムの将来の更新に対応できるようにする。
- ・IoT等の先進的な技術について、将来的な革新も見据え、サービスの向上やコストの削減などの観点から、積極的な導入に努める。

カ 経済・保全性に関する基本的要件

(ア)耐久性

- ・ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性を確保する。
- ・長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努める。
- ・漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上げ材の剥離・膨れ、乾燥繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上げ材の損傷等が生じにくい計画とするとともに、修理が容易な計画とする。

(イ)フレキシビリティ

- ・将来の教育内容の変化など、諸室の用途、機能などの変更に柔軟に対応できるように配慮する。
- ・室区画や室仕上げは将来の学習内容・学習形態の変化に対応できるように配慮し、設備の交換・補修を容易にすることで、長期間建物を有効活用できる計画とする。
- ・情報技術の進展をはじめとする将来ニーズや機能の変化を見込んで、改修しやすい施設となるよう配慮する。

- ・将来的な男女比(学生、教職員)の変化や、各コースの需要の変化(希望学生数の増減)等に柔軟に対応可能な計画とする。
- ・学生寮は、男女の入寮希望者数の差に対応した男女別利用ができるよう、できる限り少人数単位で男女別居室を変更できるなど一定の柔軟性を持たせる。

(ウ)保守の作業性

- ・清掃および点検・保守等の内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配管スペース等の確保に配慮した計画とする。
- ・内外装や設備機器については、清掃、点検・保守および交換等が容易で効率的に行えるように配慮する。
- ・大規模改修等の作業性に配慮する。
- ・設備機器等は、各機器の寿命バランス・互換性の整合が図られ、更新作業の効率性に留意する。

キ 多様性に関する基本的要件

(ア)ダイバーシティ・ユニバーサルデザイン

- ・年齢、性別、ジェンダー、人種、宗教、国籍などダイバーシティに配慮し、誰もが特段の不自由なく安心して利用できるユニバーサルデザインに基づく計画とする。
- ・「高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」(平成 27 年 7 月国土交通省)に基づき、アプローチが容易な動線計画等の配慮に努める。
- ・見やすくわかりやすい案内サイン、視覚障害者用の誘導表示や点字・音声案内、非常用警報装置などを適切に計画する。

(2)施設要件

ア 合築

原則、各施設を分棟にて整備することを基本とする。ただし、設計段階において、学生等の利便性の向上やライフサイクルコストの縮減を図るために、以下のとおり施設を合築する可能性がある。

- ・実習工場と実験室棟
- ・実習工場または(および)実験室棟と体育館(実習工場または実験室棟を合築する場合は、振動・騒音への遮断に必要な対策を講じる。)
- ・食堂・売店と学生寮または図書・交流拠点施設(食堂・売店と学生寮を合築する場合は、出入口・動線を明確に区分するなどセキュリティ対策を徹底する。)

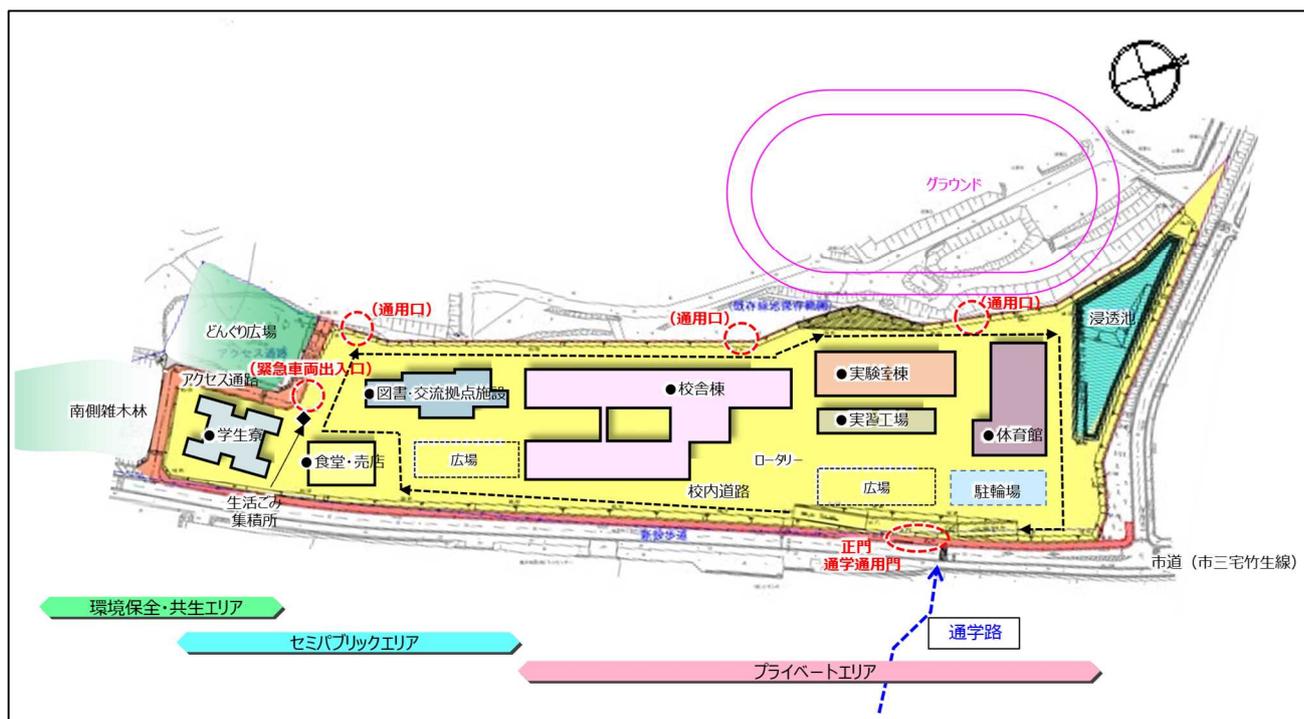
(3)配置・動線計画

ア 土地利用・配置計画

- ・周辺地域や立地環境に配慮し、機能的かつ利便性の高い配置とする。
- ・仕上げ、詳細等における配慮、見通しの確保等により、転倒、転落、衝突等の事故の防止を図る。
- ・駐車場や車両動線、駐輪場、ごみ置場など、歩行者や緊急車両等の主要動線を含めて機能的な外構施設の配置を行う。

- ・ 県有地北側には、北側住宅地に対する振動・騒音、日照・風害およびプライバシーへの配慮として、一定の距離を置いて建物を配置する。
- ・ 防犯および事故防止の観点から、死角が生じないよう各施設の位置に配慮する。
- ・ プライベートエリアおよび学生寮のセキュリティ対策に配慮する。
- ・ 施設間の相互利用・共同利用や円滑な管理運営に配慮する。
- ・ 校舎棟と実習工場・実験室棟は近接して配置する
- ・ 校舎棟と図書・交流拠点施設は近接して配置する。
- ・ 学生寮と食堂・売店は近接して配置する。
- ・ 日常の通行に加え、災害時の避難においても利用者が安全に避難できるように各施設を配置する。
- ・ 校舎棟、図書・交流拠点施設などの学校の中心となる施設に、ピロティなど雨に濡れずに文化祭やオープンキャンパスなどのイベント等に活用できるスペースを確保する。
- ・ 学祭等のイベントの実施や、将来の学生数の増加や機能の拡充を見据えて、将来的な増築が可能な配置とする。

(土地利用・配置計画例)



イ アプローチ動線

- ・ 前面道路側外縁部およびアクセス通路に面する部分については、囲障の設置等により、関係者以外の立入りを抑制する。
- ・ プライベートエリアとセミパブリックエリアの境目には、関係者以外の立入りを禁止することを明示した立て看板を配置するなど、プライベートエリアに外部利用者が流入しないよう対策を講じる。
- ・ 正門および学生が通学時に利用する通用門(以下「通学通用門」という。)は、東側前面道路に配置している。なお、配置にあたっては、通学路、周辺の道路交通状況を考慮した位置としている。

- ・野洲駅からの通学路は野洲市が新たに整備する予定である。
- ・校内の動線は、可能な限り歩車分離を行う。
- ・正門および校内の車両通路(以下「校内通路」という。)については、緊急車両の乗り入れに配慮する。
- ・校内通路は分断せず、周回が可能な仕様とする。また、消防車等の緊急車両の乗り入れや、大型機器の搬入を念頭に、各施設まで大型車両がアクセス可能な計画とする。
- ・整備用地内のごみ置場までのごみ収集車両ルートを確認する。
- ・校舎棟正面玄関に車寄せを設置するとともに、アクセスしやすい位置に思いやり駐車場を設置する。
- ・降雨などの悪天候時でも、雨に濡れずに各施設間の移動が可能となるように、屋根付き歩廊等を整備する。
- ・事業用地南側と国有地へのアクセス通路の間に、緊急車両用の出入口を設ける。校内通路からアクセス通路への車両の出入は緊急時等のみとし、通常時は、車両(軽車両を含む。)の通行を阻止できる措置を講ずる。

(4)建築計画

ア 階層・断面計画

- ・各施設の階層構造については、概ね以下のとおりとする。ただし、学生等の利便性の向上やライフサイクルコストの縮減を図るために合築を行う場合など、設計段階において、階層構造を変更する可能性がある。

施設名	想定階層
校舎棟	3階
実習工場	1階 ※管理室は中2階など全体を見渡し、安全管理のできる位置に配置
実験室棟	1階
体育館	1階
食堂・売店	1階
学生寮	2階
図書・交流拠点施設	2階

※大型機器を設置する可能性のある諸室については、搬出入の容易性を考慮し、下層階に配置する。

イ 平面・動線計画

- ・利用者の利便性、諸室用途および管理区分の考え方に留意し、機能的かつ利便性に配慮した計画とする。
- ・配管・配線およびダクトスペースの確保や、機器類の交換・保守点検に必要な空間など、維持管理や修繕更新に配慮した計画とする。
- ・省エネルギー対策を十分考慮し、ランニングコストの低減に配慮する。
- ・いずれの施設においても、各フロアまでのバリアフリー動線を確保する。
- ・将来の学生数の変動、教育内容や教育方法等の変化に伴う什器・備品の変更、学科改編等に対応できる柔軟性のある建築物の構造とする等、施設整備費および長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に配慮する。

ウ 意匠計画

- ・外観、素材、色調などについて周辺の景観に配慮する。

- ・各施設の性質・用途を踏まえ、必要に応じて、学生が在学中や卒業後に誇りを感じられる魅力あるデザインとなるよう配慮する。
- ・維持管理の容易性を考慮した意匠とする。
- ・高等専門学校としてふさわしい意匠とする。
- ・図書・交流拠点施設は、学生のみならず企業や地域住民等が利用することから、開放的で魅力的なデザインとする。また、県産材をはじめ県内生産品の積極的な活用についても配慮する。

工 防犯安全計画

(ア)安全性の確保

- ・地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とする。
- ・浸水対策、強風対策等に留意する。
- ・火災発生時の避難安全対策に配慮する。
- ・吹抜けや屋外階段等の落下の危険が予想される箇所は、安全柵やネットなどを設ける等落下防止対策を講じる。

(イ)災害時対応

- ・体育館は、災害発生時における避難所としての利用を想定している。そのため、避難物資の受入れなど災害発生時の連携を考慮して、車両の寄り付きに配慮する。
- ・災害発生時等に利用できるよう、体育館周辺に、マンホールトイレ(災害用緊急トイレ)の設置を想定したマンホールの配置を検討する。

(ウ)保安警備

- ・警備システムは、常駐警備および機械警備の組み合わせにより実施する。
- ・各施設内、プライベートエリアおよびセミパブリックエリアの防犯・安全管理上、監視カメラを必要な箇所に設置し、監視モニターによる一元管理を行う。

(5)構造計画

ア 耐震性

- ・県立高専の耐震性能分類は、[官庁施設の総合耐震・対津波計画基準および同解説](平成 25 年版)の耐震安全性の分類に基づき、体育館を[(七) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画において避難場所として位置づけられた官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)]として構造体Ⅱ類・建築非構造部材 A 類・建築設備乙類、体育館以外の施設を[(八) 学校、研修施設等であって、(七)に掲げるもの以外の官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)]として構造体Ⅱ類・建築非構造部材 B 類・建築設備乙類相当として計画する。

イ 耐久性

- ・各施設の構造は、RC 造または S 造によることとする。
- ・本書に定めのない事項は、日本建築学会諸基準を参考にする。

- ・建築工事標準仕様書／同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事(日本建築学会)に定める標準を採用する。これに基づき、コンクリートの耐久設計基準強度は 24N/mm²以上とする。
- ・躯体の耐久性能は、大規模補修が不要な期間として、65 年以上となるよう計画する。(建築工事標準仕様書／同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事(日本建築学会)に定める計画供用期間において「標準(大規模補修不要期間 65 年)」以上の耐久性能を確保する。)

ウ 基礎構造

- ・敷地の地盤特性を踏まえた適切な工法・基礎形式とし、建物や工作物が地盤沈下や液状化などの影響がないよう配慮する。

(6)設備計画

ア 全般的事項

- ・省エネルギー、省資源を考慮した設備とする。
- ・更新、メンテナンスを考慮した計画とする。
- ・地球環境および周辺環境に配慮した計画とする。

イ 電気設備

- ・高効率変圧器および調光システムの採用等、省エネルギー手法を積極的に採用する。
- ・各種イベントや興行時に必要な電気備品・機材などの利用に備えた電源設備を設ける。
- ・非常照明・受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設ける。
- ・商用電源途絶時に防災用負荷、保安用負荷、校舎棟事務室等の管理諸室および体育館に係る照明の一部や非常用コンセントなどに使用するため、自家用発電機を設ける。
- ・中央監視設備、コンピューター等の停電時保障用に無停電電源装置を設ける。
- ・校内電話設備を設け、5 分以上の停電補償時間を確保するとともに、発電機回路に接続する。
- ・原則として各施設内の全域で無線 LAN が利用できるよう、10GE に対応した校内情報通信網設備を設ける。
- ・主要な部分については、カードキーなど、入退場を管理できる入退場管理設備を設ける。
- ・空調設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知器等の制御については中央制御方式とし、校舎棟警備室および学生寮管理室での監視および制御を行う。
- ・計量設備については、施設ごとの使用量が確認できるよう、適切な系統分けを行う。
- ・設備機器の更新、電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備および配電盤内に電灯および動力の予備回線を計画する。

ウ 機械設備(空気換気排煙設備)

- ・ガスについては、都市ガスを利用する。
- ・各室の用途に応じ、室内環境を考慮した空調システムを導入する。なお、体育館についても、災害時に避難所として使用することを想定しているため、災害時に使用可能な空調システムを導入する。
- ・シックハウス・シックスクールに配慮した換気設備を設け、空気環境の測定基準に則した除塵対策を行う。
- ・全熱交換器等を積極的に採用するなど、省エネルギー対策に配慮する。

- ・実習工場および実験室棟などから発生する特殊排気の排気口は、建物使用者および校内通行者などに影響を与えない位置に計画する。
- ・自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙設備を設ける。
- ・校舎棟警備室および学生寮管理室において各種設備機器の運転監視を行う。

工 機械設備(給排水衛生設備)

- ・実験排水など特殊な処理を要するものは公共下水道へは排水せず、ポリタンクなどの容器に保管の上、別途、廃棄処理を行う。
- ・多目的トイレは「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に適合するように整備する。
- ・校舎棟の多目的トイレのうち各階1箇所以上および体育館の多目的トイレには更衣台を設置する。
- ・図書・交流拠点施設の多目的トイレのうち1箇所には、オストメイトのための設備およびおむつ交換台を設置する。

オ 昇降機設備(エレベーター設備)

- ・学生寮を除き、2階建て以上の施設には、エレベーターを配置する。なお、学生寮を他の施設と合築し、身体障害者用寮室が2階以上となる場合には、学生寮にもエレベーターを配置する。

(7)各施設・各室計画

ア 校舎部門

(ア)校舎棟

校舎棟は、高等専門学校として授業を執り行う中心的な施設となる。設置に特別な仕様(耐荷重や天井高など)を伴う大型の実験・工作機器や危険な薬品を扱う実験・実習については、実験室棟や実習工場において実施することとしているが、その他の授業(座学、実習や実験のうち大型機器や危険な薬品を使用しないもの、PBL等のグループでの検討・討議等を中心としたグループワーク、卒業研究等)については、その多くを校舎棟で実施する予定であり、そのために必要な各室を設定している。

また、学校組織の管理機能(事務組織)や教員の研究活動についても、その多くを校舎棟で実施することとしている。

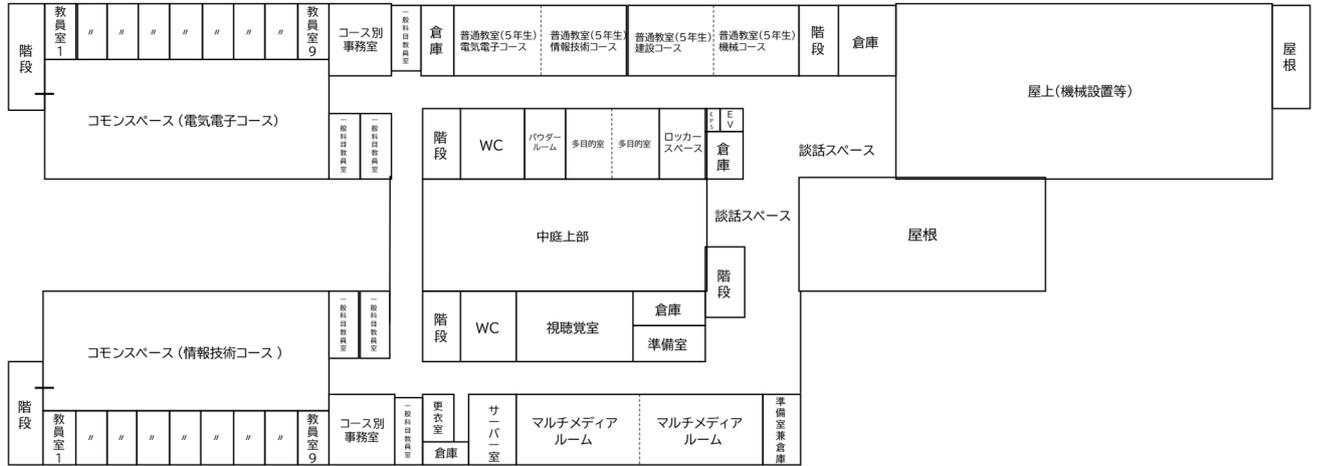
情報技術の発達した状況下での新設の学校として、授業において、一人一台端末の利用を前提としていることから、情報ネットワークの活用が可能な計画とする。

学生の安全性や風雨等の影響を考慮し、外廊下などの共用部が外部に露出するような計画は避ける。

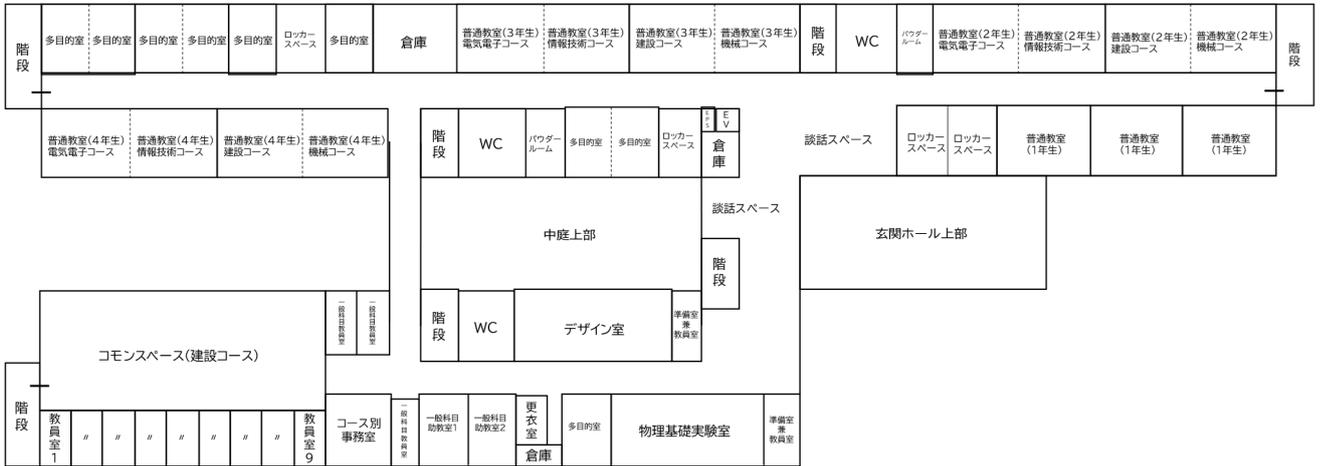
比較的大きな機器を配置する可能性のある室は、極力下層階に設定する。

(平面計画例)

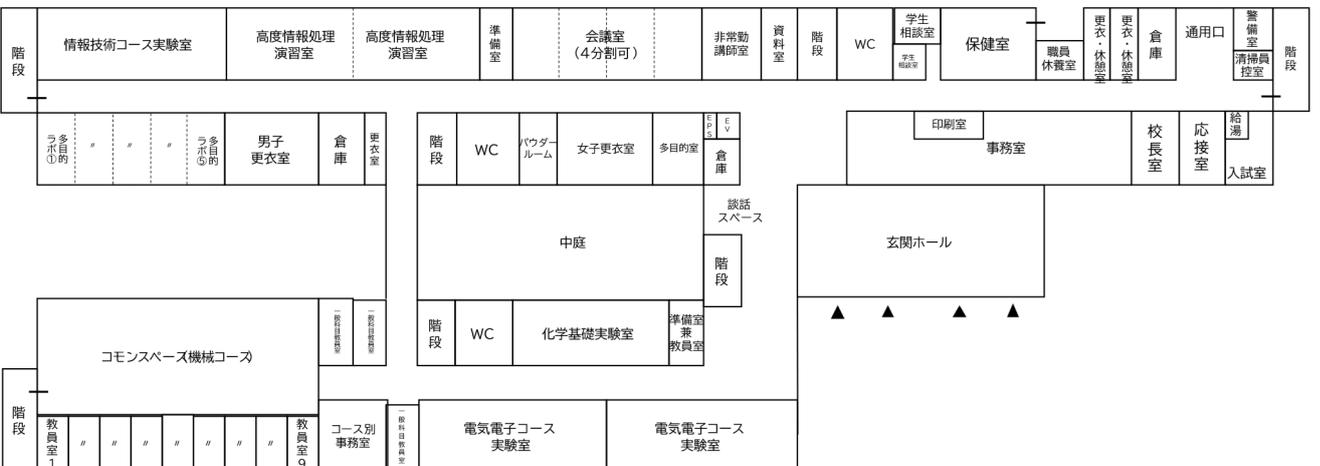
3階



2階



1階



(各室計画)

①教室エリア

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
普通教室(1年生) (75)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・学年定員は120名であるが、各クラス40名を基本として、10% (1クラス44名)の増員に対応可能な計画とする。 ・学年でまとまりのある配置とする。 ・教室前方に超短焦点レーザープロジェクターおよびホワイトボード(または、投影対応ホワイトボードシート)を設置する。 ・教室後方に、掲示板を設置する。
普通教室(2~5年生) ※1ユニットあたり 2室(55、75)	4(2ユニット) /学年 ×4学年	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生以上はコース間に人数差が発生する可能性があるため、収容人数が25人~40人の範囲で可変する2室を1ユニットとし、室間の壁を可動式間仕切り壁とすることで、人数に応じて面積調整できる計画とする。 ・学年ごとにまとまりのある配置とする。 ・教室前方に超短焦点レーザープロジェクターおよびホワイトボード(または、投影対応ホワイトボードシート)を設置する。 ・教室後方に、掲示板を設置する。
ロッカースペース (適宜)	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下に面し、見通しの良いオープンスペースに配置する。 ・学年ごとにまとめて普通教室に近接して配置する。 ・ロッカーは、衣類や荷物などが収納できる容量を確保し、鍵付きとする。 ・車いすでの利用が可能な計画とする。
更衣室 (適宜)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・学生用の更衣室を男女別に計画する。 ・更衣室内には、男子は最大100名程度、女子は最大60名程度の同時利用を想定し、着替え等を置くための棚等を設置する。 ・セキュリティに配慮する。 ・事務室近傍の1階に配置する。
パウダールーム (適宜)	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも各階1箇所以上設置する。
多目的室 (35)	12	<ul style="list-style-type: none"> ・24名程度の講義、学生の自習、課外活動、教職員の打合せなど多目的に使用する。 ・校舎棟内に分散して配置とする。ただし、2~3室程度ごとに隣接させた配置を基本とし、各室間は可動式間仕切り壁とするなど、一体的に使用できるよう工夫する。
多目的ラボ (30)	5	<ul style="list-style-type: none"> ・主に教員の研究に使用する。 ・1階にまとめて配置する。 ・実験装置の搬出入に配慮した扉幅を確保する。 ・給排水設備(簡易シンク)および単相・三相の電源を備える。

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ラボ同士の間仕切壁は、将来の可変性を考慮して容易に取り壊し可能な仕様とする。
デザイン室 (120)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・絵画、彫塑、工作、製図などの学習活動を行う。 ・作品の保管スペース、材料、用具、制作途上の作品等の収納スペースを十分に確保する。 ・臭気や粉塵の出る作業を想定して、換気に十分に配慮した計画とすると。 ・教室前方に超短焦点レーザープロジェクターおよびホワイトボード(または、投影対応ホワイトボードシート)を設置する。 ・教室後方にホワイトボードを設置する。 ・流しなどの設備を設置し、洗い場については、排水トラップ等洗い流した石膏等を貯留できる仕様とする。 ・美術用品などの搬出入に配慮した扉幅を確保する。
デザイン準備室 (30)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加えてデザイン室から直接出入りできる計画とする。 ・卓上製図板(44名分)のほか、デザイン室で使用する各種器具を保管できる収納スペースを確保する。 ・美術用品などの搬出入に配慮した扉幅を確保する。
視聴覚室 (90)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽の授業、映像機器を使用した授業、補習、補講等、多目的に利用する。 ・教室前方に超短焦点レーザープロジェクターおよびホワイトボード(または、投影対応ホワイトボードシート)を設置する。 ・教室後方にホワイトボードを設置する。 ・良好な音響環境を整備するとともに、他教室に影響がないよう防音・吸音性能に配慮する。 ・楽器などの搬出入に配慮した扉幅を確保する。
視聴覚準備室 (30)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加えて視聴覚室から直接出入りできる計画とする。 ・効率化を図るため、倉庫(視聴覚室用)と統合する可能性がある。 ・楽器などの搬出入に配慮した扉幅を確保する。
倉庫(視聴覚室用) (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚室で使用する楽器その他の機器を保管するための倉庫として、視聴覚室に隣接した配置とし、視聴覚室から直接出入りできる計画とする。 ・楽器などの搬出入に配慮した扉幅を確保する。
化学基礎実験室 (120)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な化学実験(高校程度)を行う。 ・実験台以外の水道設備(流し台)を窓側に設置する。 ・教室前方に超短焦点レーザープロジェクターおよびホワイトボ

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
		<p>ード(または、投影対応ホワイトボードシート)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓側および廊下側に暗幕を設置し、学生用および教員用の各実験室台にガス栓、コンセント、水道設備(流し台)を設ける。
化学基礎実験準備室 (30)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・化学基礎実験室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加えて化学基礎実験室から直接出入りできる計画とする。 ・施錠可能な薬品庫を設ける。
物理基礎実験室 (120)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な物理実験(高校程度)を行う。 ・教室前方に超短焦点レーザープロジェクターおよびホワイトボード(または、投影対応ホワイトボードシート)を設置する。 ・窓側および廊下側に暗幕を設置する。 ・ダクトレールおよび天井吊りコンセントにより、電源の取得が容易な構成とする。 ・水道設備(流し台)を1箇所以上設置する。
物理基礎実験準備室 (30)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・物理基礎実験室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加えて物理基礎実験室から直接出入りできる計画とする。
マルチメディアルーム (110)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・低学年の学生に対して、基礎的な情報教育を実施することを想定している。 ・最大48名が利用できる部屋を2室隣接して配置する。 ・両室間は可動式間仕切り壁とするなど、一体的に使用できるよう工夫する。 ・各種情報機器設置のため、フリーアクセスフロアとする。 ・サーバー室と隣接した配置とする。 ・教室前方に超短焦点レーザープロジェクターおよびホワイトボード(または、投影対応ホワイトボードシート)を設置する。
マルチメディアルーム用倉庫 (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫はマルチメディアルームに隣接した配置とし、廊下からの出入りに加えてマルチメディアルームから直接出入りできる計画とする。
高度情報処理演習室 (110)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・全コースの学生に対して、専門的な情報教育を実施する。 ・最大48名が利用できる部屋を2室隣接して配置する。 ・両室間は可動式間仕切り壁とするなど、一体的に使用できるよう工夫する。 ・各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとする。 ・教室前方に超短焦点レーザープロジェクターおよびホワイトボード(または、投影対応ホワイトボードシート)を設置する。
高度情報処理演習室 用倉庫 (30)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫は高度情報処理演習室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加えて、高度情報処理演習室から直接出入りできる計画とする。

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
談話スペース (適宜)	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の合間や放課後などの自由時間に学生が利用しやすい位置に配置する。 ・校舎棟の各階に1箇所以上、分散して配置する。
玄関ホール (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の顔として、ふさわしいデザインや空間構成とする。 ・校舎棟内は上足への履き替えは行わないため、下足入れの設置は不要とする。 ・正面玄関前付近には水場、散水栓を設ける。
コモンスペース (400)	1/コース× 4コース	<ul style="list-style-type: none"> ・PBL やグループワーク、卒業研究などを複数同時に行うとともに、学生同士または学生と教員が交流を行うスペースとする。 ・各コース(機械、電気電子、情報技術、建設)ごとに1箇所ずつ設置する。 ・水屋を1箇所以上設置する。 ・ダクトレールおよび天井吊りコンセントにより、電源の取得が容易な構成とする。
コース別教員室 (20)	9/コース× 4コース	<ul style="list-style-type: none"> ・各コースの専門科目の教員の執務室を個室で配置する。 ・扉は教員室内部の視認性を確保する。 ・コモンスペースに面して配置する。
コース別事務室 (50)	1/コース× 4コース	<ul style="list-style-type: none"> ・各コースの専門科目の教員等(12名程度)が打合せ・会議を行う他、教材や備品を保管するための事務室として使用する。 ・各コースのコモンスペースに隣接して配置する。 ・廊下からの出入りに加えて、コモンスペースから直接出入りできる計画とする。
電気電子実験室 (150)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・電気回路の組み上げ、電力実験、電動機実験等を実施する。 ・実験装置を稼働するため、三相の電源を設置する。 ・1階にまとめて配置する。 ・実験装置の搬出入に配慮した扉幅を確保する。 ・ダクトレールおよび天井吊りコンセントにより、電源の取得が容易な構成とする。 ・水道設備(流し台)を1箇所以上設置する。
情報技術実験室 (150)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラミングによる電子回路実験や通信実験、IoT 実習等を実施する。 ・ダクトレールおよび天井吊りコンセントにより、電源の取得が容易な構成とする。
一般科目教員室 (20)	12	<ul style="list-style-type: none"> ・一般科目の教員の執務室を、個室で配置する。 ・各コースのコモンスペースの近傍に分散して配置する。 ・扉は教員室内部の視認性を確保する。
一般科目助教室	2	<ul style="list-style-type: none"> ・一般科目の助教等4名程度が使用する執務室を配置する。

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
(30)		<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかのコースのコモンスペースの近傍に配置する。 ・扉は教員室内部の視認性を確保する。

②管理エリア

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
事務室 (210)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・1階の玄関ホール近傍に配置する。 ・40名程度の事務職員が業務に従事する。 ・来訪者対応・学生対応ができる受付カウンターなどを設置する。 なお、カウンター設置に当たっては、空調効率に配慮する。 ・校内放送が行えるスペースを確保する。 ・打ち合わせスペースを室内に複数確保する。 ・校長室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加えて、校長室から直接出入りできる計画とする。 ・入試室、応接室と近接した配置とする。 ・空調設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知器等の中央監視設備について、事務室において異常感知可能とする。 ・0Aフロアとする。
入試室 (30)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・入試に関わる作業や入試関係書類の保管を行う。 ・事務室の近傍に配置する。 ・個人情報や入試情報を取り扱う部屋であるため、徹底したセキュリティ対策を行う。
印刷室 (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室に近接し、パンフレットや印刷製本が行えるスペースを確保する。 ・コピー機、輪転機、スキャナー、大型プリンターなどを設置する。
校長室 (35)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室および応接室に隣接した配置とし、廊下からの出入りに加えて、事務室および応接室から直接出入りできる計画とする。 ・応接スペースと簡単な打ち合わせが可能なスペースを確保する。
非常勤講師室 (45)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・専門科目、一般科目の非常勤講師控室として12名程度が同時に利用する。 ・事務室の近傍に配置する。
応接室 (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室に隣接して配置する。
保健室 (75)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車による搬送等の緊急対応がスムーズに行えるよう、1階に配置するとともに、廊下からの出入りに加えて、緊急車両の停車位置の近傍に搬送可能な出入口を設け、当該出入口近くに

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
		<ul style="list-style-type: none"> 手洗い、足洗いなどの設備を設置する。 ・事務室の近傍に配置する。 ・屋内外の運動施設(グラウンド、体育館等)から移動しやすく、学生の出入りに便利な位置に計画する。 ・学生相談室に、廊下を通らず直接出入りが可能な計画とする。 ・休養室(教職員用)の近傍に配置する。 ・洗濯機置場や洗濯物(布団を含む)の物干し場を設ける。
学生相談室 (適宜)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談、進路相談等を行う。 ・相談する学生のプライバシーに配慮した仕様とする。 ・保健室に隣接した配置とする。 ・1室以上、保健室から直接出入りできる計画とする。
サーバー室 (35)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチメディアルームに隣接した配置とする。 ・2階以上に設置する。 ・空調は独立した設備とするなど、サーバー室において管理する。 ・各種情報機器設置のため、フリーアクセスフロアとする。 ・学内システムを管理するためのサーバーを保管する部屋であるため、徹底したセキュリティ対策を行う。
休養室(教職員用) (適宜)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・静穏な環境となるよう配慮する。 ・男女別に1室ずつ設ける。
警備室 (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・通用口の受付を兼ねるため、通用口を監視できる位置に配置する。 ・校内集中管理ができる中央監視設備を設置する。 ・警備に必要な設備機器を設置する。
通用口	1	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日に教職員が入退館するための通用口を1箇所配置する。 ・機械警備の設定・解除のための設備を配置する。 ・事務室の近傍に配置する。
連絡口	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設との連絡口を適宜設ける。
清掃員控室 (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃委託業者が利用する。 ・清掃員の衛生管理のため、手洗いを室内に設置する。
文書保管庫 (30)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・保存を要する文書の長期保管用の倉庫として使用する。 ・事務室の近傍に配置する。
倉庫 (適宜)	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎棟の各階に分散して配置する。
教員用更衣室 (適宜)	2/各階	<ul style="list-style-type: none"> ・各階に男女1室ずつ配置する。 ・教員が数人程度同時に更衣できるスペースを備える。 ・着替えのためのロッカーを設置する。

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
職員用ロッカー室 (適宜)	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・各階に男女1室ずつ以上配置する。 ・事務室の近傍に配置する。 ・60名程度の職員用ロッカーを設置する。
給湯室 (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室の中または近傍に配置する。 ・ミニキッチンを備えるとともに、冷蔵庫、電子レンジ等を設置するスペースを確保する。
会議室 (150)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的・人数に応じて分割して使用可能な計画とする。
ごみ置場 (適宜)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外にごみ置場を適宜設ける。 ・屋根付きで適宜フェンス等で囲うとともに、収集のしやすい配置とする。
共用部	—	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは、各階に少なくとも2箇所以上、休み時間に利用が集中することを考慮して適切な数を設置する。 ・多目的トイレを各階1箇所以上設置する。また、各階の多目的トイレの1箇所以上には、更衣台を設ける。 ・吹抜け、屋外階段および窓回りなど落下の危険が予想される箇所は、落下防止対策を講じる。 ・廊下は、原則として内廊下とする。 ・乗用エレベーターを1基設置する。

(イ)実習工場

実習工場では、金属の切削、溶接、鋳造等の加工実習や、ロボットの制作などの創作活動を行う。機器の搬出入や制作した作品の移動のため、平屋建て(管理室は中2階等)を予定している。

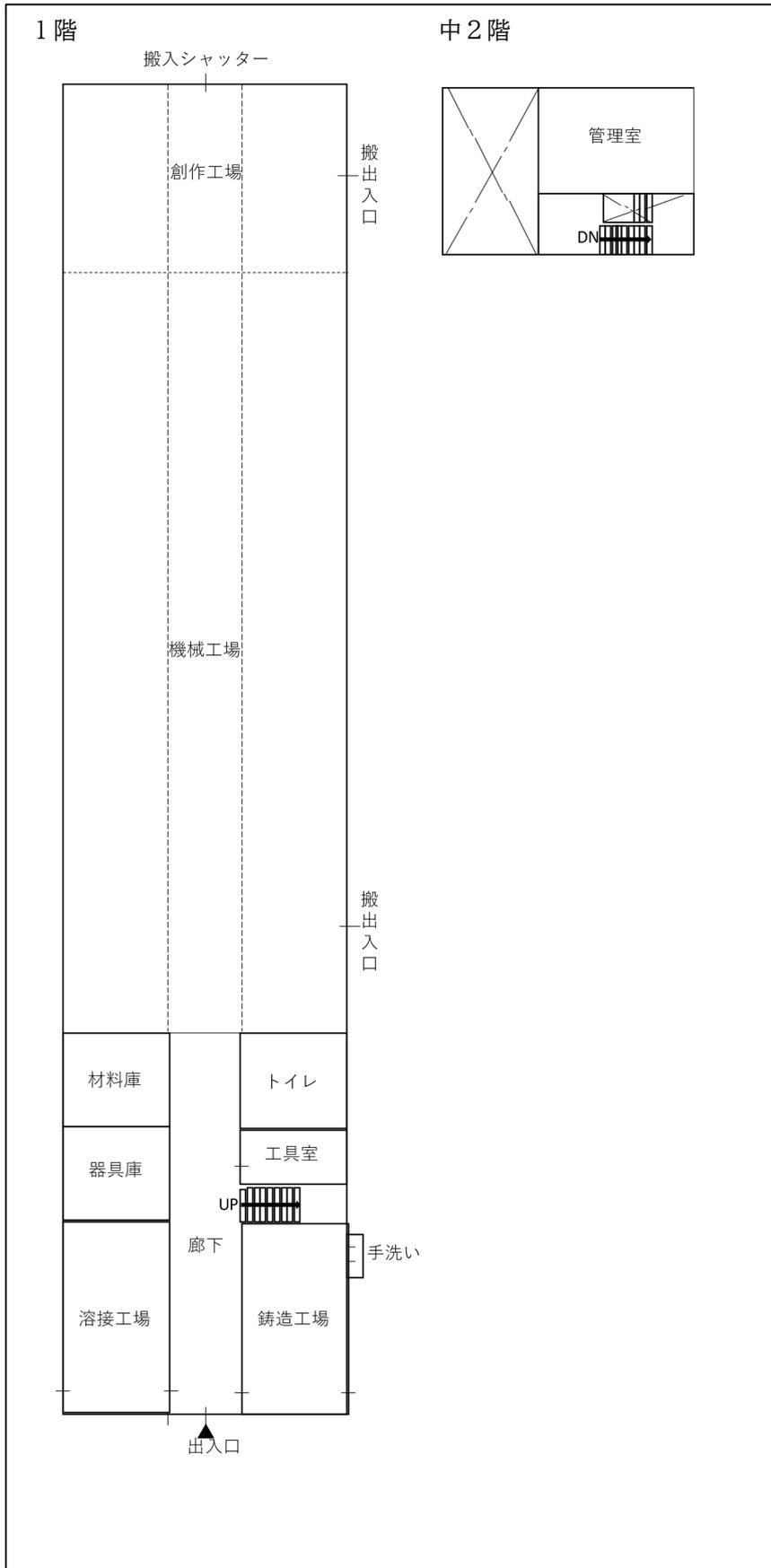
夏場の熱中症対策のため、機械工場、創作工場、管理室には空調を設置する。

実験装置を稼働するため、単相の電源に加え、三相の電源を設置する。

設置する機器に対応した床面の耐荷重、天井高、搬入口等を確保する。

トラック等搬入車両が横付けできる計画とする。

(平面計画例)



(各室計画)

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
機械工場 (350)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置機器から発する騒音・振動に配慮した計画とする。 ・ 大型機器の搬出入に干渉しない天井高とするとともに、出入口とは別にシャッターを備えた大型の開口部を設ける。 ・ 実験に使用する資材を運搬するために天井走行クレーンを設置する。 ・ NC 機器を配置する予定であることから、床面の縁切りを行うなど、振動対策を講じる。 ・ 屋外から直接出入り可能な通用口を設置する。 ・ 建物全体の断熱・排熱に配慮し、著しい室温の上昇や低下の起こらないよう工夫する。 ・ 器具庫に配置するエアーコンプレッサーからの圧縮空気を機器に供給するためのエアー配管を設置する。 ・ 機械工場の各所(屋外含む。)に清掃用のエアーガンを設置する。 ・ 単相電源および三相電源はケーブルラック配線等により、各機器へ電源供給を行う。 ・ 実習時に機械間を巡視出来るだけのスペースを設ける。 ・ 屋内に手洗い器を設けるとともに、屋外に機器洗浄用の洗い場を設置する。
創作工場 (95)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の創作活動等に利用する。 ・ 制作した作品等の搬出入が行えるよう、出入口とは別にシャッターを備えた大型の開口部を設ける。 ・ 屋外から直接出入り可能な通用口を設置する。
溶接工場 (35)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溶接作業場所の上部には、排煙用ダクトを設ける。 ・ 屋外へ直接出入口を設置する。
鑄造工場 (35)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外出入口を設け、出入口付近に洗い場を設ける。 ・ 電気炉の使用を想定し、排熱設備を設置する。
材料庫 (適宜)	1	
工具室 (適宜)	1	
器具庫 (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ エアー配管用コンプレッサーや溶接工場のダクトから接続する集塵機などの保管庫として使用する。
管理室 (35)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4名程度の技術職員が常駐する。 ・ 機械工場内の中2階に設置し、機械工場に向けて大きな窓を設置するなど、作業の様子を管理室内から見通すことができる計画とする。

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
ごみ置場 (適宜)	－	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に適宜設ける。 ・適宜フェンス等で囲うなど、散逸しない形状とするとともに、廃棄や収集のしやすい配置とする。
共用部	－	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは男女別に設け、多目的トイレを1箇所設置する。 ・大型機器のメンテナンス・更新、実験材料の搬出入を考慮して通路・廊下は十分な幅員を確保する。 ・吹抜け、屋外階段および窓回りなど落下の危険が予想される箇所は、落下防止対策を講じる。

(ウ)実験室棟

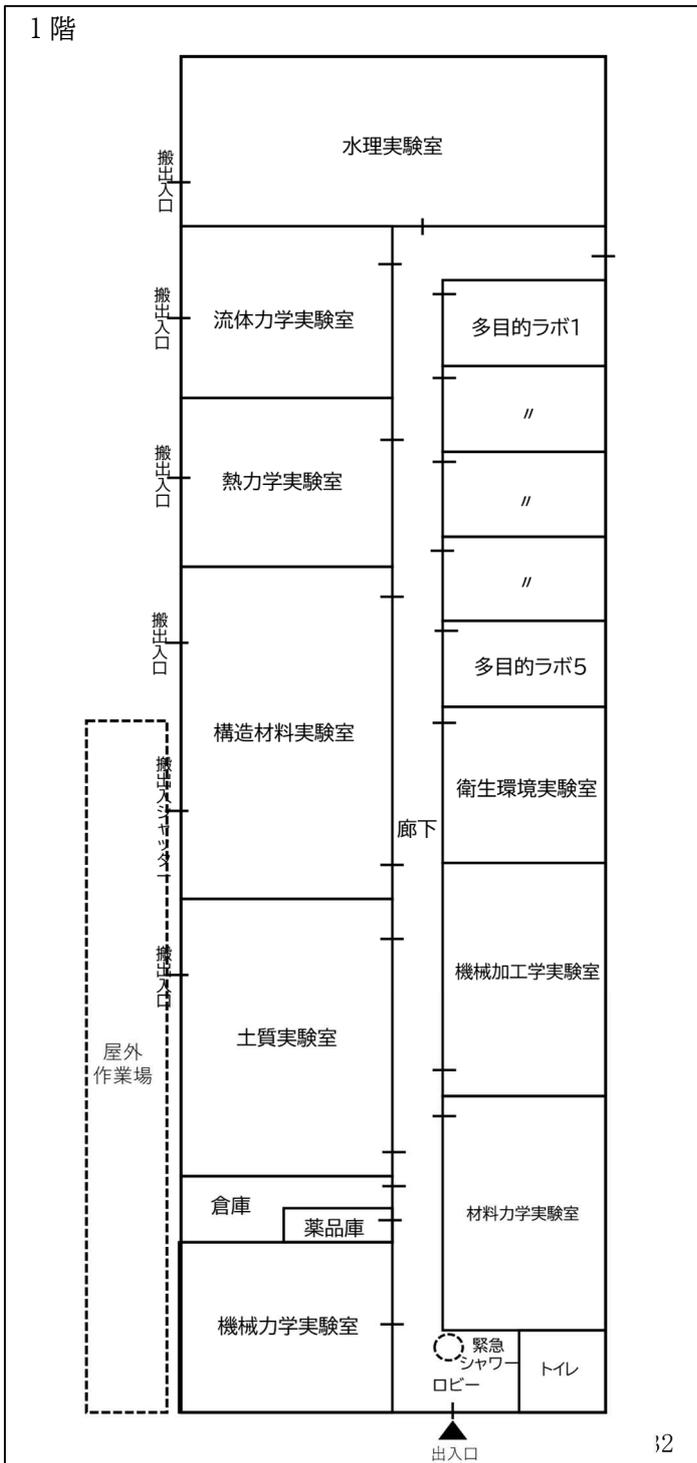
実験室棟では、耐荷重や天井高、排水等、施設の仕様に影響を及ぼす実験室、または、利用や保管に配慮を要する危険な薬品を使用するなど、校舎棟とは別に配置することが望ましい実験室をまとめて設定している。大型の実験装置を配置することから、平屋建てを予定している。

夏場の熱中症対策のため、空調を設置する。

実験装置を稼働するため、単相の電源に加え、三相の電源を設置する。

設置する機器に対応した床面の耐荷重、天井高、搬入口等を確保する。

(平面計画例)



(各室計画)

諸室(面積:約㎡)	室数	留意事項
水理実験室 (160)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・流体試験実習、水理実習、堰等の試験(波動発生による影響試験・津波・潮汐等)等の実験・実習を行うため、給排水設備を設ける。 ・床面に排水溝を設ける。 ・水路延長 15m程度の水理実験装置の設置を予定している。 ・屋外への出入口を設置する。
土質実験室 (130)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・床面に排水溝を設ける。 ・重量のある大型機器に耐えられる構造とする。 ・屋外での実験を考慮し、屋外作業場から直接出入りできる計画とする。 ・天井走行クレーン(容量 2.5 トン以下程度)の設置に備えた計画とする。
流体力学実験室 (80)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備を設ける。 ・床面に排水溝を設ける。 ・将来的な実験室の拡張・統合を考慮して、熱力学実験室と隣接した配置とする。 ・屋外への出入口を設置する。
熱力学実験室 (80)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備を設ける。 ・実験装置から発する騒音・振動・排煙対策を行う。 ・屋外への出入口を設置する。
構造材料実験室 (160)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外での実験を考慮し、屋外作業場から直接出入りできる計画とする。 ・大型機器の搬出入を考慮し、外部出入口とは別にシャッターを備えた大型の開口部を設ける。 ・実験装置から発する騒音、振動、粉塵および排熱対策を行う。 ・重量のある大型機器に耐えられる構造とする。 ・恒温養生槽や実験材料を設置・保管するための、試験室(5㎡程度)を構造材料実験室内に配置する。また、試験室内の温度管理(20℃固定)のため、個別空調を設置する。 ・床面に排水溝を設ける。
衛生環境実験室 (55)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・床面に排水溝を設ける。 ・流し付実験台を設置する。 ・ドラフトチャンバーが設置できるように、開口部を設置する。
機械力学実験室 (80)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・実験装置から発する騒音、振動対策を行う。 ・振動を嫌う機器を配置する予定であることから、床面の縁切りなど、振動対策を行う。
機械加工学実験室	1	<ul style="list-style-type: none"> ・精密な加工を行う実験室であるため、振動を発する実験室とは

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
(80)		物理的に離隔した配置とする等、他室からの振動対策を行う。 ・将来的な実験室の拡張・統合の可能性を考慮して、材料力学実験室と隣接した配置とする。
材料力学実験室 (80)	1	・実験装置から発する騒音、振動、粉塵対策を行う。 ・重量のある大型機器に耐えられる構造とする。 ・大型機器の搬出入を考慮し、シャッターを備えた大型の開口部を設ける。
多目的ラボ (30)	5	・主に教員の研究に使用する。 ・実験装置の搬出入に配慮した扉幅を確保する。 ・給排水設備(簡易シンク)および単相・三相の電源を備える。 ・多目的ラボ同士の間仕切壁は、将来の可変性を考慮して容易に取り壊し可能な仕様とする。 ・ドラフトチャンバーが設置できるように、開口部を設置する。
屋外作業場 (適宜)	—	・土質実験室および構造材料実験室に隣接した屋外に設置する。 なお、屋外作業場では、土の締固め試験や試験材料の準備・仮置、スランプ試験等のコンクリート品質試験の実施等を実施する。 ・雨天でも作業できるよう屋根付きとする。 ・廃材置き場、材料置き場および洗い場を備える。なお、洗い場については、排水トラップ等洗い流した砂や礫等を貯留できる仕様とする。 ・トラック等搬入車両が横付けできる計画とする。
薬品保管庫 (適宜)	1	・実験や研究で使用する薬品を集中的に管理・保管する。
倉庫 (適宜)	1	・測量機器を保管することを想定しており、屋外から出入りできる計画とする。
ごみ置場 (適宜)	—	・屋外にごみ置場を適宜設ける。 ・適宜フェンス等で囲うとともに、収集のしやすい配置とする。
共用部 (適宜)	—	・トイレは男女別に設け、多目的トイレを1箇所設置する。 ・大型機器のメンテナンス・更新、実験資機材の搬出入を考慮して通路・廊下は十分な幅員を確保する。 ・「ANSI Z358.1」の基準に合致した仕様の緊急用シャワー等を、薬品を使用する研究室(多目的ラボ・衛生環境実験室)からスムーズに利用できる位置に配置する。

イ 屋内体育部門

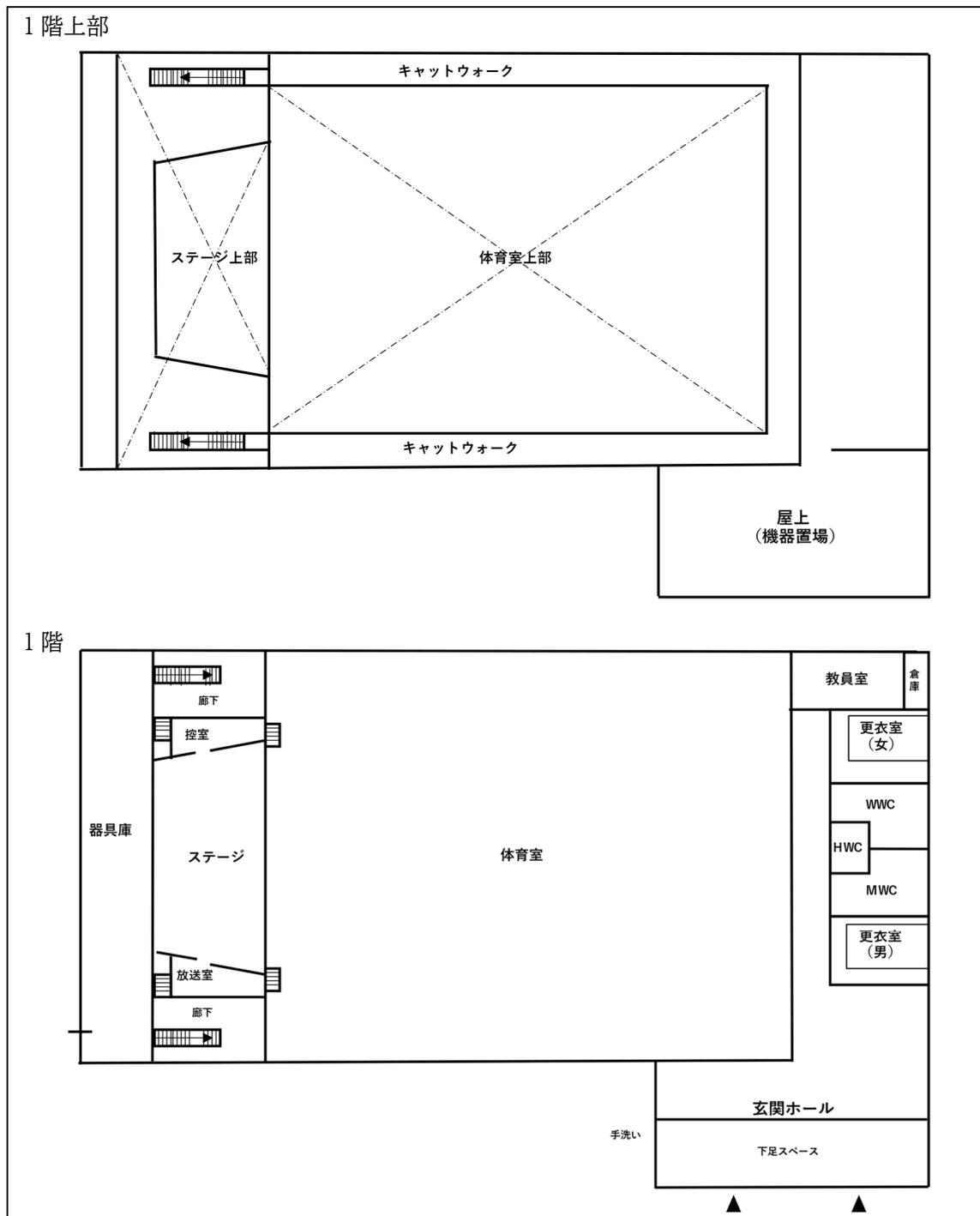
(ア)体育館

体育館は、授業での利用の他、入学式等の式典や特別活動・課外活動などで利用する。また、災害発生時には、避難所として利用する予定である。

そのため、練習用バスケットコート2面、バレーコート2面、バドミントンコート6面が設置可能な体育室およびステージを備えるとともに、更衣室やシャワー室、トイレなどの諸室を備えた計画とする。

また、避難所等としての利用に際し、耐災害性の高い、電源独立型ガスヒートポンプ式等の空調を設置するとともに、避難物資の受入れなど災害発生時の連携を考慮して、車両の寄り付きに配慮する。

(平面計画例)



(各室計画)

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
体育室 (950)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育活動および課外活動や入学式等の式典を行うホールとしての利用に対応可能な計画とする。 ・ 一般用バスケットコート1面(28m×15m+周辺スペース)、練習用バスケットコート2面(22~24m×12~14m+周辺スペース)、バレーボールコート2面(18m×9m+周辺スペース)、バドミントンコート6面(6.1m×13.4m+周辺スペース)を確保する。 ・ 天井高は、バスケットコート面上において10.0m以上(障害物があれば床面からその障害物までの高さ)とする。 ・ 競技に適した通風、換気および採光を十分に確保するとともに、室温に配慮する。 ・ ボールなどの衝突による破損や学生の衝突などによる怪我防止のため、壁や柱、建具、器具(スピーカーや消火器などを含む。)等については、緩衝材を設けるなど、安全面に配慮した計画とする。 ・ 体育室外周は防球ネットを設置し、コートを別競技で同時利用するためにセパレーターネットを設ける。 ・ 体育室から教員室に直接出入りできる計画とする。 ・ キャットウォークを設ける。
ステージ (90)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロセニウム型でステージ高さ1.0m程度×奥行7~8m程度×幅15m程度確保する。 ・ 校章付一文字幕、電動引き分け幕、袖幕、バック幕を設置するとともに、照明器具や横断幕等を吊るバトンを設置する。 ・ マイク利用、照明利用などに対応した設備を設ける。なお、照明機器は、ステージ上の人の顔が、体育室から視認できる配置とする。 ・ ステージ下部に椅子用収納および台車を設置する。
器具庫 (100)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育室で使用する各種運動器具や備品などを保管する。 ・ 器具庫は体育室に面して配置し、器具等の種類に応じて出し入れしやすいよう分類、保管できる計画とする。 ・ 施錠可能な構造とする。 ・ 運動器具などの出し入れがしやすいように、出入口の位置、大きさに配慮する。 ・ 屋外への出入口を計画する。
教員室 (25)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育教員3名程度の執務室を設置する。 ・ 体育室に直接、出入りできる配置とする。

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
		・扉は教員室内部の視認性を確保する。
更衣室 (30)	2	・男女別に更衣室を設置する。 ・更衣ロッカーおよび手洗い器を設置する。 ・災害時の利用を想定して、更衣室内にシャワーユニットを設置する。
放送室 (適宜)	1	・体育室内に放送するための放送設備を設置する。 ・ステージおよび体育室内が視認できる位置に配置する。
控室 (適宜)	1	・ステージ脇に配置する。 ・ステージおよび体育室との動線に配慮する。 ・控室の床レベルはステージの床レベルと同一とする。
玄関ホール (適宜)	1	・玄関に下足入れおよび傘立てを設置する。
共用部	—	・トイレは男女別に設け、多目的トイレを1箇所設置する。多目的トイレには、更衣台を設置する。 ・適宜、倉庫を設置する。 ・玄関ホール・廊下は、入学式や卒業式の式典において入退場がスムーズに行えるよう十分な滞留スペースおよび幅員を確保する。 ・吹抜け、屋外階段および窓回りなど落下の危険が予想される箇所は、落下防止対策を講じる。

ウ 福利厚生部門

(ア) 食堂・売店

学生や教職員等を対象とした食堂や売店を設置する。

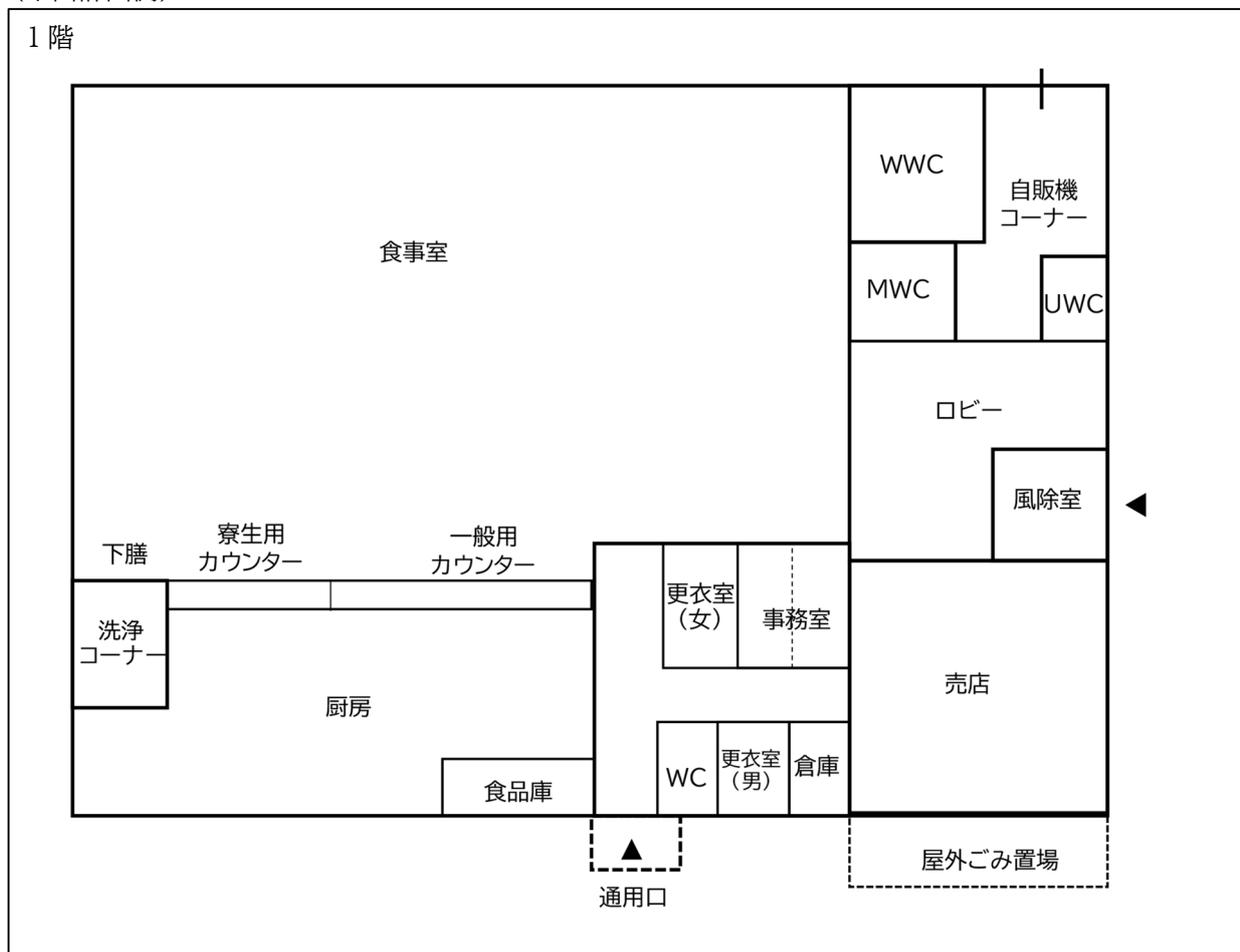
食堂については、学生寮に居住する学生(以下「寮生」という。)が朝昼夕の三食の食事を摂るために利用するほか、寮生以外の学生や教職員等の昼食に利用する。食事の提供は、セルフサービス方式を予定している。

食堂の閉鎖後も売店の営業が可能な計画とする。

食堂については、寮生の利用を前提としていることから、学生寮と近接した配置とするとともに、寮生以外の学生の利用を考慮し、校舎棟からもアクセスしやすい配置とする。

また、食材や商品の搬入やごみ収集等の大型車両のルートを確認する。

(平面計画例)



(各室計画)

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
食事室 (280)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・食事室(食堂)の座席数は200席程度とする。 ・手洗い場を備える。
厨房 (90)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・流し台、レンジ台、配膳台、グリストラップその他の調理に必要な造り付けの設備・備品等を設置する。 ・厨房は、防音・防臭・防虫等に配慮した計画とし、衛生的で安全かつ効率的に作業できる環境とする。 ・食材の搬出入ルートに配慮して外部に対して搬入口を設ける。 ・配膳カウンターは、寮生用と一般用を分けて設置する。 ・屋外にごみ置き場を設置する。
売店 (50)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・学生や教職員等に対して、食料、飲料、文房具、雑誌等を販売する。 ・給排水設備を備える。 ・外部や倉庫から商品などを搬入しやすい計画とする。
自動販売機コーナー (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料、アイス、パン、即席めん等の自動販売機が複数設置できるスペースを確保する。 ・食堂や売店の営業が終了した後も利用可能な配置とする。
事務室 (適宜)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂や売店の運営事業者が利用する事務室を設ける。 ・食堂と売店が別事業者となった場合でも、問題なく使用できる計画とする。
更衣室 (適宜)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・売店の運営事業者用の更衣室を男女別に設ける。
倉庫 (適宜)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・売店用および食堂用の商品や食材等を保管するための倉庫を設置する。
ごみ置場 (適宜)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外にごみ置場を適宜設ける。 ・屋根付きで適宜フェンス等で囲うとともに、利用動線や収集のしやすい配置とする。
共用部	—	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは男女別に設け、多目的トイレを1箇所設置する。

(イ)学生寮

学生寮は男女合わせて最大 50 名の学生が居住する。1 棟で構成し、男女混合の施設とする。ユニット単位で男女を区分することで、寮生の男女比率、利用者数に柔軟に対応できる計画とする。

寮室はワンルームタイプの個室とし、ユニット毎の寮室の数は、男女比の変化に柔軟に対応できる規模とする。

未成年の男女が生活する施設であることに配慮し、各室を適切な位置に配置する。ロビー、多目的ルームおよびコミュニティキッチンのみ男女共用とし、それ以外の部分は男女を明確に区分する。そのため、共同浴室・共同洗濯室およびユニット共用部の出入口については、カードキー等による入退場管理設備により、男女を明確に区分できるセキュリティを確保する。また、監視カメラ等により、消灯後における寮内のセキュリティを確保する。

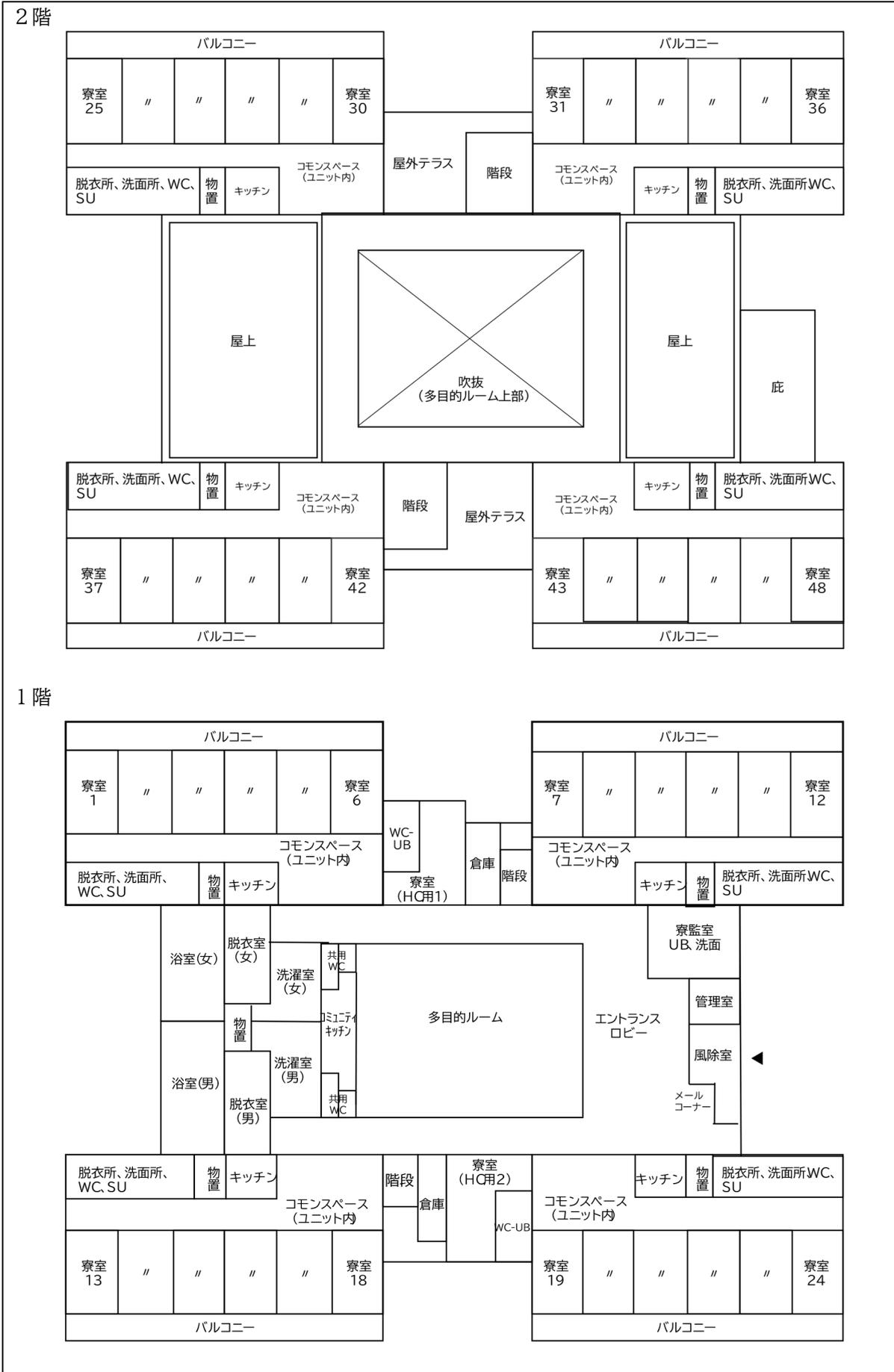
学生寮は、国際寮(日本人学生と留学生等の海外からの学生と一緒に居住する学生寮)としても活用することから、宗教や生活習慣の異なる外国人が問題なく居住できる仕様とする。

学生寮は寮生以外の学生も含め、部外者の立入りを禁止する予定であるため、許可を得たもの以外が侵入しないよう、出入口のすべてにカードキー等による入退場管理設備を備えるとともに、周囲をセキュリティフェンスで囲う、バルコニー等の開口部をルーバーで覆うなど、部外者の侵入を阻止できるだけのセキュリティを備える。

寮生は「(ア)食堂・売店」にある食堂で食事を摂ることとなるため、食堂・売店と近接した配置とする。

学生が快適な環境で過ごせるように、良好な日照、通風などを確保できるよう配慮し、東側前面道路および周辺施設からの騒音・振動に配慮した計画とする。

(平面計画例)



(各室計画)

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
寮室 (10)	48	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンルームタイプとし、4～6室程度のユニットとする。 ・収納スペースを適宜確保するとともに、ベッドおよび机・椅子などの家具を設置する。なお、浴室・トイレ、炊事場などの水回り設備は寮室には設置しない。 ・居室のエアコンは別途設置するが、エアコン用スリーブ・インサート等は設置する。 ・居室には、カーテンレールおよびカーテンを設置する。 ・窓には可動式の網戸を設置する。 ・エアコン室外機等を設置するため、バルコニーを設ける。また、バルコニーには洗濯物用の物干金物を設置する。 ・バルコニーからの不審者の侵入を防止できる措置を講じる。 ・施錠可能な設備を設ける。
身体障害者用寮室 (20)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者等の身体障害者用の寮室を1階のユニットに設ける。 ・ユニット共用部から入室できる計画とする。 ・寮室内に車いす利用が可能な洗面台、トイレ、浴室を設ける。 ・収納スペースを適宜確保するとともに、ベッドおよび机・椅子などの家具を設置する。 ・居室には、カーテンレールおよびカーテンを設置する。 ・窓には可動式の網戸を設置する。
ユニット共用部 (50)	1/ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・各ユニットに、ユニット内の共用・コミュニティスペースを設ける。 ・簡易キッチン1箇所、洗面所(洗面台2)、トイレ(洋便器ブース2)、脱衣・シャワー室1箇所、共用の物入、談話スペースを適宜設ける。 ・冷蔵庫を配置するスペースを設ける。
多目的ルーム (90)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・寮生の交流、集会など多目的に利用できるスペースとして、1階に設ける。 ・エントランスロビーと一体的な配置とし、日常はオープンな空間として、集会時には閉じて使えるなどの工夫を行う。
コミュニティキッチン (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・寮生が共同で利用できるコミュニティキッチンを1階に設ける。 ・食事スペースを備える。ただし、コミュニティキッチンを多目的ルーム内に配置する場合は、食事スペースは多目的ルームで代替する。 ・システムキッチン(流し台、コンロ台、吊戸棚等)と冷蔵庫を、

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
		<p>2セット分設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす居室居住者の利用を前提として、少なくとも1セットはユニバーサルデザインのシステムキッチンとする。
共同トイレ (適宜)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・1階の共用部にトイレ(洋式便器)を男女各1箇所設ける。
共同洗濯室 (適宜)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別に洗濯室をそれぞれ設置し、出入口にカードキーによるセキュリティを設ける。 ・ガス乾燥機が使用できるよう、ガス栓および排気ダクトを備える。 ・洗濯パンについては、男子洗濯室は洗濯機+乾燥機6セット分、女子洗濯室は同4セット分を設ける。 ・洗濯物などを置く棚を設置できるスペースを設ける。
共同浴室 (適宜)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別の脱衣室、浴室をそれぞれ設置し、出入口にカードキーによるセキュリティを設ける。 ・男子浴室は(洗い場・浴槽含めて)同時利用7名、女子浴室は同時利用5名が可能な広さとする。 ・脱衣室には脱衣棚、洗面台などを適宜設ける。
管理室・寮監室 (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・風除室やエントランスロビーに近く、カウンター窓を設けて出入りの視認や受付等のしやすい配置とする。 ・管理室は2名程度の執務が可能な広さを確保する。 ・管理室の奥に、1名程度宿直できる寮監室を設ける。 ・寮監室には、収納やベッドを置ける居室と洗面(洗面台・洗濯パン)・浴室(ユニットバス)を設ける。
倉庫 (適宜)	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・1階の共用部にリネンやリネンカート等を保管できる規模の倉庫を設ける。
風除室・エントランスロビー等 (適宜)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関は寮生以外が出入りできないよう、カードキー等による入退場管理設備を設ける。 ・メールコーナーを設置し、セキュリティ外から配達投函でき、内側から寮生が受け取れるようにする。 ・宅配ボックスを備える。 ・出入口付近にはインターホン設備を設置し、管理室で応答可能な仕様とする。 ・エントランスロビーに面して寮室分以上の下足入れを設ける。 ・エントランスロビーは、多目的ルームを常時開放することで一体的なロビー空間として利用するなど、効率的な計画とする。 ・上下階の移動や避難を考慮した位置に階段を適宜設ける。 ・男女の動線を明確に区分できるように、適宜扉を設置する。

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
屋外駐輪場 (適宜)	—	・寮生用の駐輪場(50 台分)を設ける。 ・照明を設けるなど、夜間でも安心して利用できる計画とする。
ごみ置場 (適宜)	—	・寮生の生活に伴い発生する家庭ごみの収集用に屋外にごみ置場を設ける。ごみ置場の位置は、校内通路の近傍に配置する。

(ウ)自動販売機コーナー

食堂・売店に設置する自動販売機コーナー以外にも、校舎棟談話スペース、図書・交流拠点施設ラーニングコモンズ、屋外など、事業用地内の各所への、飲料、アイスクリーム、パン、即席めん等の販売が可能となるよう、必要となる電源や水栓を配置する。

工 図書・交流部門

(ア)図書・交流拠点施設

図書・交流拠点施設は、学生や教員などの学校関係者と企業や地域、国や地方公共団体などの外部利用者が共に、検討、討議、研究、発表等を行う拠点として利用するための施設であり、また、一般利用も可能な図書館を備えた施設である。

そのため、学校施設でありながら、比較的自由な出入りと利用を想定した施設とする。

特に、ラーニングコモンズについては、特段の利用申請なく外部利用者が利用可能であり、県立高専の『顔』となるものであることから、県産木材等の活用により木材利用の広報的効果を高めるなど、効果的な木材利用に配慮した計画とする。

図書・交流拠点施設は、図書館機能の諸室が集まるサイレントエリアと、高専関係者と地域社会や企業が共同研究等を実施するための交流エリア、職員のみが出入りする管理エリアによって構成する。階層構成は、1階に交流エリアを、2階にサイレントエリアおよび管理エリアを配置する。

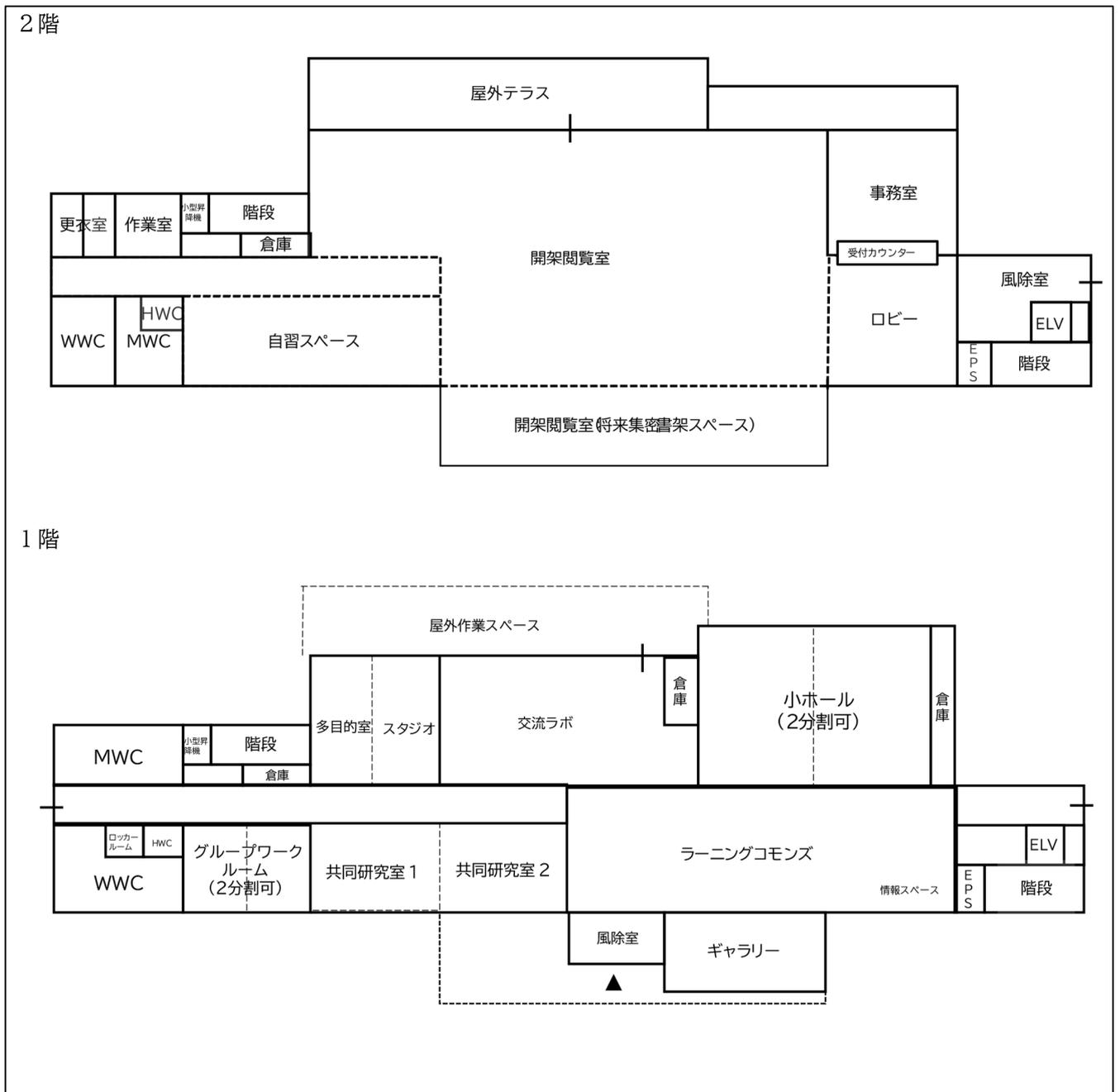
国有地側からの利用者の往来も見据え、利用しやすい施設配置および一般利用者用出入口を配置するとともに、学生や教職員が利用しやすいよう、校舎棟との位置に配慮した施設配置および学校関係者用出入口を配置する。なお、校舎棟からのアクセスについては、必要に応じて渡り廊下で接続するなど、学生が利用しやすい動線を確保する。

外部利用者のための駐輪場を設置する。

資器材および書籍の搬出入ルートを適切に確保する。

静寂を必要とする諸室においては、前面道路や周辺施設からの騒音・振動に配慮する。

(平面計画例)



(各室計画)

①サイレントエリア

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
開架閲覧室 (600)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館および一般利用者のための図書閲覧室として、開架スペースと閲覧スペースを設置する。 ・開架スペースには、40,000冊を収蔵できる開架書架を設ける。 ・閲覧スペースには、自習や調べものなど利用目的に応じて、座席を計50席程度確保する。 ・開架閲覧室の一部は、将来的に開架書架の一部を撤去し、60,000冊程度の図書の収納が可能な集密書架を設置する予定であることから、耐荷重を考慮した計画とする。集密書架設置後は、開架書架および集密書架合計で100,000冊程度の収蔵量を確保する。 ・外部からの騒音・振動および施設内から発生する音に配慮し、明るい雰囲気でありながら落ち着いて閲覧できる空間とする。 ・書架間の通路幅は1.3m以上とし、書架のどの地点においても車いす利用者が容易にたどり着けることを原則とし、接架している人の背後をブックトラックや車いすが通行できる幅員を確保する。 ・書架については、地震発生時の転倒対策や書架上部からの書籍落下防止対策を講じる。 ・非常口を除き、出入口は1箇所とし、非常口は通常時の利用者の通行を禁止できる仕様とする。 ・書籍管理のため、出入口にはBDSを設置する。 ・事務室の近傍にコピー機を設置できるスペースを確保する。
自習スペース (90)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ブースを30席程度、二人掛けの長机を24席程度設ける。 ・個人ブースには電源を確保する。

②交流エリア

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
共同研究室 (40)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・高専関係者と外部の者が共同で研究を行う研究室を計画する。 ・共同研究室は隣接して配置し、各室間の壁は可動式間仕切り壁とするなど、連結して使用できるよう工夫する。
スタジオ (30)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動や共同研究等に係る作品プロモーションや研究活動報告、創作活動紹介等、撮影した写真・映像を編集する機材を設置する。 ・簡易な映像撮影が可能なスペースを備える。 ・多目的室と隣接して配置し、両室間の壁は可動式間仕切り壁と

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
		するなど、連結して使用できるよう工夫する。
多目的室 (30)	1	・スタジオと隣接して配置し、両室間の壁は可動式間仕切り壁と するなど、連結して使用できるよう工夫する。
小ホール (160)	1	・研究発表会や講演会・研修会などの用途で使用できる音響設備 および照明設備を備える。 ・音響設備を使用するため、遮音性、防音性を確保する。 ・小ホールの座席は、スクール形式で132席程度設置可能な計画 とする。 ・2室に分割して利用できる計画とし、出入口は分割した部屋ご とに設置する。また、照明および空調についても分割した部屋 ごとに制御できるように計画する。 ・天井吊り下げ式プロジェクターなどの機器を活用した講演を 行うことが可能な設備を備える。 ・ラーニングcommonsと隣接した配置とし、イベント時に壁面を 開放するなど、一体的に活用できる仕様とする。
交流ラボ (130)	1	・4人掛けの実験台を12台程度配置可能なスペースを備える。 ・子ども向けの公開講座や地域向けのイベントなどに際して、ボ ール盤や簡易な3Dプリンターなど、簡易な工作が可能な機器 を設置可能なスペースを備える。 ・屋外での作業が可能となるよう、外部出入口を設置する。 ・ラーニングcommonsと隣接した配置とし、イベント時に壁面を 開放するなど、一体的に活用できる仕様とする。 ・手洗い器を設ける。
ラーニングcommons (190)	1	・利用者が自由に打合せできるスペースとして、出入口付近にオ ープンスペースとして配置する。 ・小ホールおよび交流ラボと隣接した配置とし、イベント時に一 体的に活用できる仕様とする。
ギャラリー (適宜)	1	・課外活動や共同研究等の成果等の展示が行える空間として計 画する。 ・来館者の目につきやすいよう出入口付近に配置する。 ・ギャラリーは独立した部屋の形式ではなく、ラーニングcommons と一体的な空間として計画する。
グループワークルーム (45)	1	・学生のグループ活動、共同研究、ブレインストーミング、プレ ゼンテーションの練習等を行うスペースとして計画する。 ・可動式間仕切り壁により2室に分割して利用可能な計画とす る。 ・分割後の1室ごとに10名程度利用可能なスペースを計画する。

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
エントランスホール (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ラーニングコモンズと一体的な空間として計画する。 ・エントランスホール前に風除室を設置する。
屋外作業場 (適宜)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・交流ラボに隣接して配置し、交流ラボから直接出入り可能な出入口を配置する。 ・雨天でも作業できるよう屋根付きとする。 ・洗い場を備える。

③管理エリア

諸室(面積：約㎡)	室数	留意事項
事務室 (100)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室には6名程度の職員が業務に従事する。 ・図書・交流拠点施設全体の空調、照明などの集中管理を行うための設備を設ける。 ・館内放送設備を設ける。 ・更衣室(男女別に各1室)、休憩スペース、給湯スペースを設ける。 ・サイレントエリアへの出入口および開架閲覧室が見渡せる位置に配置する。 ・図書の受入れ、分類、整理、クリーニングなどに必要な作業スペースを確保する。 ・受付カウンターを設置する。
受付カウンター (適宜)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の貸出、レファレンスのほか、交流エリア各室の鍵の貸出を行うため、開架閲覧室の内外の両方に応対可能な位置に配置する。 ・書籍のセキュリティ管理のため、閲覧室の出入口が視認できる配置とする。
倉庫 (適宜)	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・各階に分散して設置する。
共用部	—	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは各階に分散して配置し、洗面器は温水自動水栓とするとともに、子どもの利用にも配慮する。 ・多目的トイレを1箇所以上設置し、1箇所にはオストメイトのための設備およびおむつ交換台を設置する。 ・吹抜け、屋外階段および窓回りなど落下の危険が予想される箇所は、落下防止対策を講じる。 ・乗用エレベーターを1基設置する。

(8)校地整備計画

ア 基本事項

- ・整備用地内の校地整備を行う。
- ・車両と歩行者の動線を可能な限り分離するなど、歩行者の安全確保に十分な対策を行う。
- ・美観、耐久性および経済性等にも配慮する。
- ・敷地内の緑化に努め、緑豊かな環境形成を目指す。

イ 外構施設

(ア)駐車場・駐輪場

- ・来校者用と教職員用合わせて 100 台程度の駐車場を確保する。来校者用は校舎棟正面玄関付近など、適切な位置に配置する。教職員用は校舎部門や福利厚生部門(食堂・売店)、図書・交流部門の施設付近に適宜分散して配置する。
- ・セミパブリックエリアへの来訪者のアクセスについては、徒歩や自転車により、プライベートエリアを経由せずに、国有地へのアクセス通路や国有地側に設ける出入口(通用口)からアクセスすることを基本とする。そのため、図書・交流拠点施設の来訪者用の駐車場は思いやり駐車場以外には設定していない。
- ・思いやり駐車場を校舎棟および図書・交流拠点施設の近傍に各 3 台分程度設置し、出入口への動線に配慮する。
- ・駐輪場は、通学通用門の近傍に学生用と職員用合わせて 520 台程度、学生寮近傍に寮生用 50 台程度、図書・交流拠点施設に利用者用 30 台程度を設ける。駐輪場は、直射日光や風雨による影響を抑えるために原則屋根付きとするが、通学通用門の近傍の駐輪場については、5 割程度は、開校時点での屋根の設置は行わない。
- ・利用者の安全に配慮した外灯等を適宜設ける。

(イ)校内通路

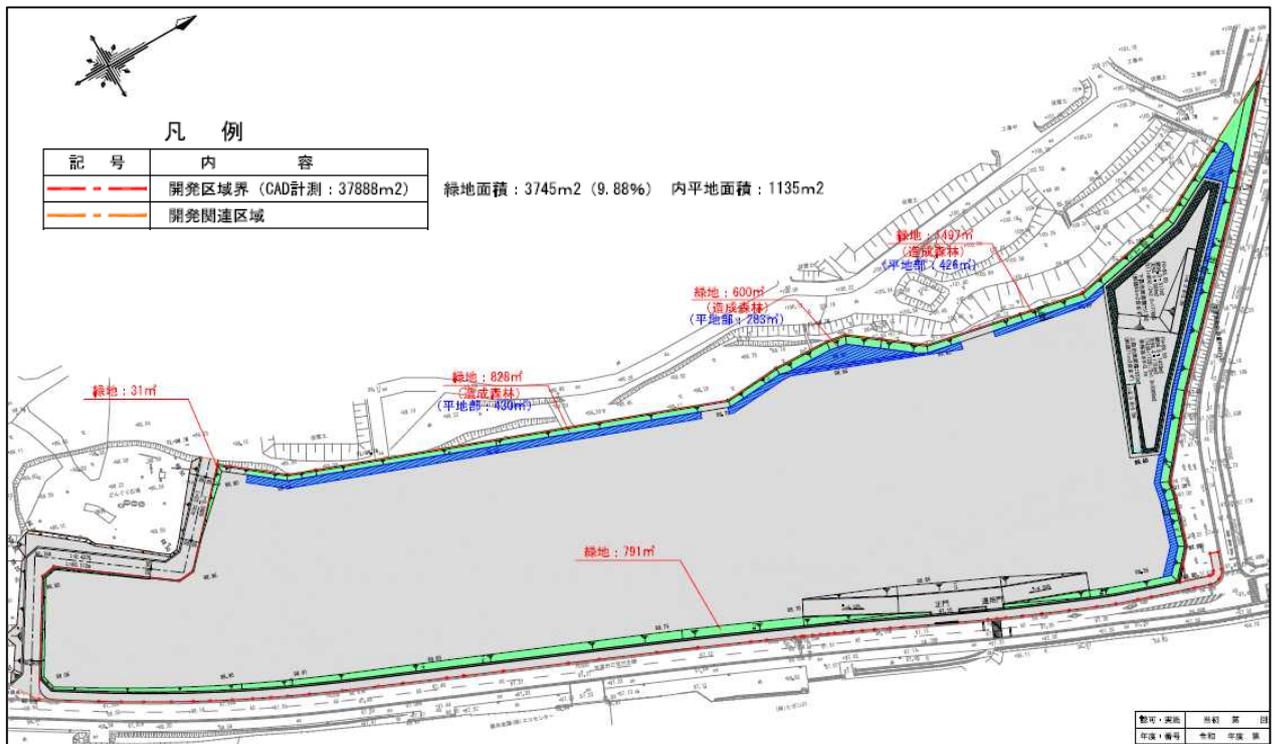
- ・校内通路は分断せず、周回が可能な仕様とするとともに、消防車等の緊急車両の乗り入れや、大型機器の搬入や更新を念頭に、各施設まで大型車両がアクセスできるよう通路の幅は 5.5m 以上を確保する。
- ・正門および校内通路は緊急車両の乗り入れに配慮する。
- ・降雨などの悪天候時でも、雨に濡れずに各施設間の移動が可能となるように、屋根付き歩廊等を整備する。
- ・国有地と往来が可能な通用口を適宜設け、通用口に接続する通路を設ける。また、国有地との通用口は車両(軽車両を含む。)の通行を阻止できる措置を講ずるとともに、関係者以外の立入りを禁止することを明示した立て看板を配置するなど、プライベートエリアに外部の者が流入しないよう対策を講じる。
- ・校内通路からアクセス通路へと緊急車両などが接続できる計画とする。ただし、校内通路からアクセス通路への車両の出入は緊急時等に限定し、通常時は、車両の通行を阻止できる措置を講ずる。なお、当該接続口は、徒歩での通行は可とする。

ウ 植栽その他

(ア) 植栽

- ・ 森林法に基づく「林地開発許可申請の手引(事業者用)」の基準(森林率概ね 25%以上)を達成するため、約 3,000 m²の森林を造成する。樹種等の選定に当たっては、滋賀県自然環境保全条例(昭和 48 年滋賀県条例第 42 号)第 23 条に基づき締結する自然環境保全協定に定める対策に従う。
- ・ 野洲市が定める緑化基準に規定する植栽率(開発面積の 7%以上)については、上記の造成森林により達成できる見込みである。
- ・ 事業用地の外縁部のうち、国有地との境界に面した部分の植栽については、国有地からの関係者以外の立入りを抑制できる仕様とする。
- ・ 樹種等の選定に当たっては、周辺環境との調和、一体性および既存の植生の保全に配慮する。
- ・ 緑地には必要に応じて散水設備を設ける。

(造成森林・緑化計画)



(イ) 排水設備

- ・ 建物周囲および整備用地内の雨水を速やかに排水するように、排水設備を整備する。

(ウ) 外灯

- ・ 校地の各所に外灯を設置する。
- ・ 自動点滅および時間点滅が可能な方式とする。

(工)舗装

- ・校内通路の舗装は、大型車両の通行に考慮した耐久性を確保する。
- ・車両の通行および歩行者の安全確保のために、必要な路面表示を設けるとともに、必要に応じて歩道を設置する。
- ・透水性舗装等による雨水浸透機能に配慮する。
- ・歩道や外構等の舗装については、建設廃木材や間伐材の資源循環に配慮した資材の使用に努める。

(オ)囲障

- ・前面道路側外縁部およびアクセス通路に面する部分については、囲障の設置等により、関係者以外の立入りを抑制する。なお、区域内で大きな段差などがある箇所については手すり等落下防止策を講じる。
- ・プライベートエリアとセミパブリックエリアの境目およびプライベートエリアと国有地との通用口には、関係者以外の立入りを禁止することを明示した立て看板を配置するなど、プライベートエリアに外部の者が流入しないよう対策を講じる。

(カ)その他

- ・懸垂幕装置を、視認しやすい場所を勘案して2箇所程度設置する。建築物の壁面を利用することも可とする。
- ・フラッグポール(国旗、県旗、施設用)を設置する。
- ・新聞受けを適切な場所に設置する。

第3章 事業計画

1 事業手法

整備手法は設計、施工、維持管理を別発注する従来方式によることとする。

県立高専の施設整備については、PPP/PFI 手法導入の優先的検討を行う対象を定めた「滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」における優先的検討の対象事業である。このため、同方針に基づき、PPP/PFI 手法の導入について検討した結果、PFI 方式（BT0 方式）により施設を整備することとし、令和5年11月に PFI 事業の入札公告を行ったが、令和6年5月に全ての入札参加者が入札辞退届を提出したことにより、入札を中止することとなった。

これを受けて、入札方式について再検討を行った結果、事業手法を見直すこととした。

2 整備スケジュール

